

第5期あきる野市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(案)

平成24年度～平成26年度

平成24年3月

あきる野市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
第1節 策定の背景・目的	2
第2節 計画の法的位置付け	3
第3節 本市の計画全体の位置付け	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	5
第1節 高齢者を取り巻く現状	5
第2節 高齢者に関する調査結果より	10
第3章 計画の基本目標と基本理念	17
第1節 計画の将来目標と基本理念	17
第2節 計画の基本目標と基本方針	19
第3節 施策の体系	22
第4節 地域包括ケアシステムの構築に向けて	25
第2部 高齢者保健福祉計画	27
第1章 介護予防と健康づくり	28
第1節 介護予防の推進	28
第2節 健康づくりへの支援	31
第2章 多様な社会参加の促進	34
第1節 就業への支援	34
第2節 社会参加への支援	34
第3章 高齢者の地域生活への支援	36
第1節 介護保険サービスの充実	36
第2節 福祉サービスの充実	41
第4章 連携と支え合いの仕組みづくり	45
第1節 支え合いの仕組みづくり	45
第2節 総合的な相談・支援体制の充実	49
第5章 安心して住み続けられる生活環境の整備	50
第1節 生活環境の整備と支援	50

第3部 介護保険事業計画	51
第1章 介護保険事業の基盤	52
第1節 基本方針（介護保険事業計画）	52
第2節 日常生活圏域	53
第3節 地域包括支援センター	54
第4節 介護基盤の整備	55
第2章 介護保険事業量等の見込み	58
第1節 サービス量の見込み	58
第2節 地域支援事業の見込み	69

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 策定の背景・目的

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスの提供を目的として、平成12年度から始まった介護保険制度は、この10年間で着実に定着してきました。しかしながら、団塊の世代が65歳以上となる平成27年（2015年）には、高齢化がこれまでよりも急速に進行し、高齢化率は25%を超え、市民の4人に1人は高齢者となることが予想されています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していくなど、高齢者を取り巻く状況は、大きく変化することが予想されています。

このような中、身近な地域の中で高齢者とその家族が、安心して生活できる社会を築いていくことは、大変重要な課題です。

そのため、福祉・保健・医療の各サービスを総合的に推進し、高齢者が自分らしく、生きがいをもって、地域の一員として豊かな知識や経験を発揮しながら暮らしていけるような地域社会の構築とその具体的な対策が求められています。

こうした高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、平成24年度から平成26年度までの新しい施策を明らかにした「第5期 あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたします。

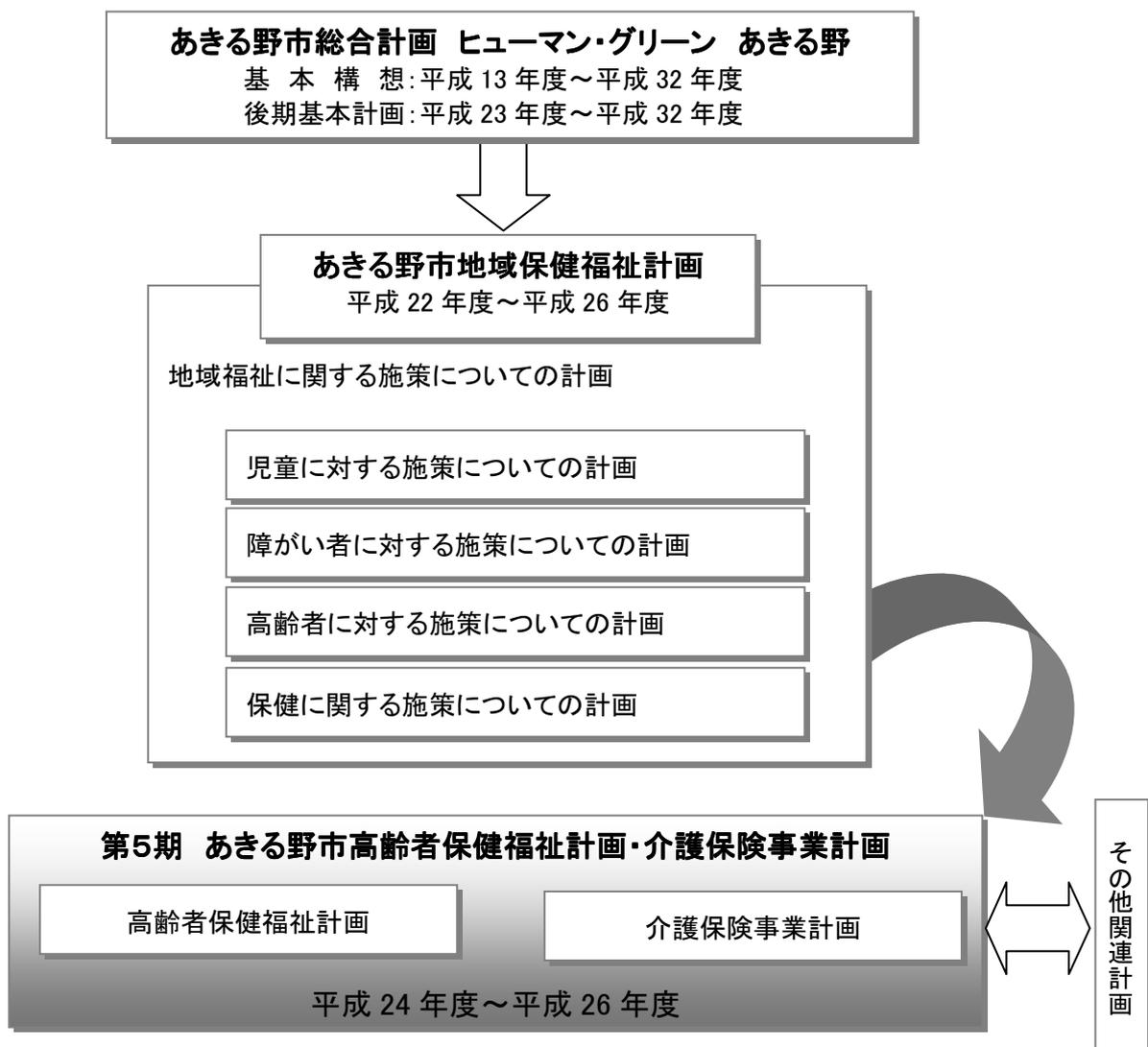
第2節 計画の法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、要支援・要介護認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等を定めるものです。

第3節 本市の計画全体の位置付け

本計画は、国・都の関連計画を考慮するとともに「あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーン あきる野」を基盤として、市の地域保健福祉に関連する計画やその他関連計画との整合を図りつつ策定します。

■各計画との関係図



第4節 計画の期間

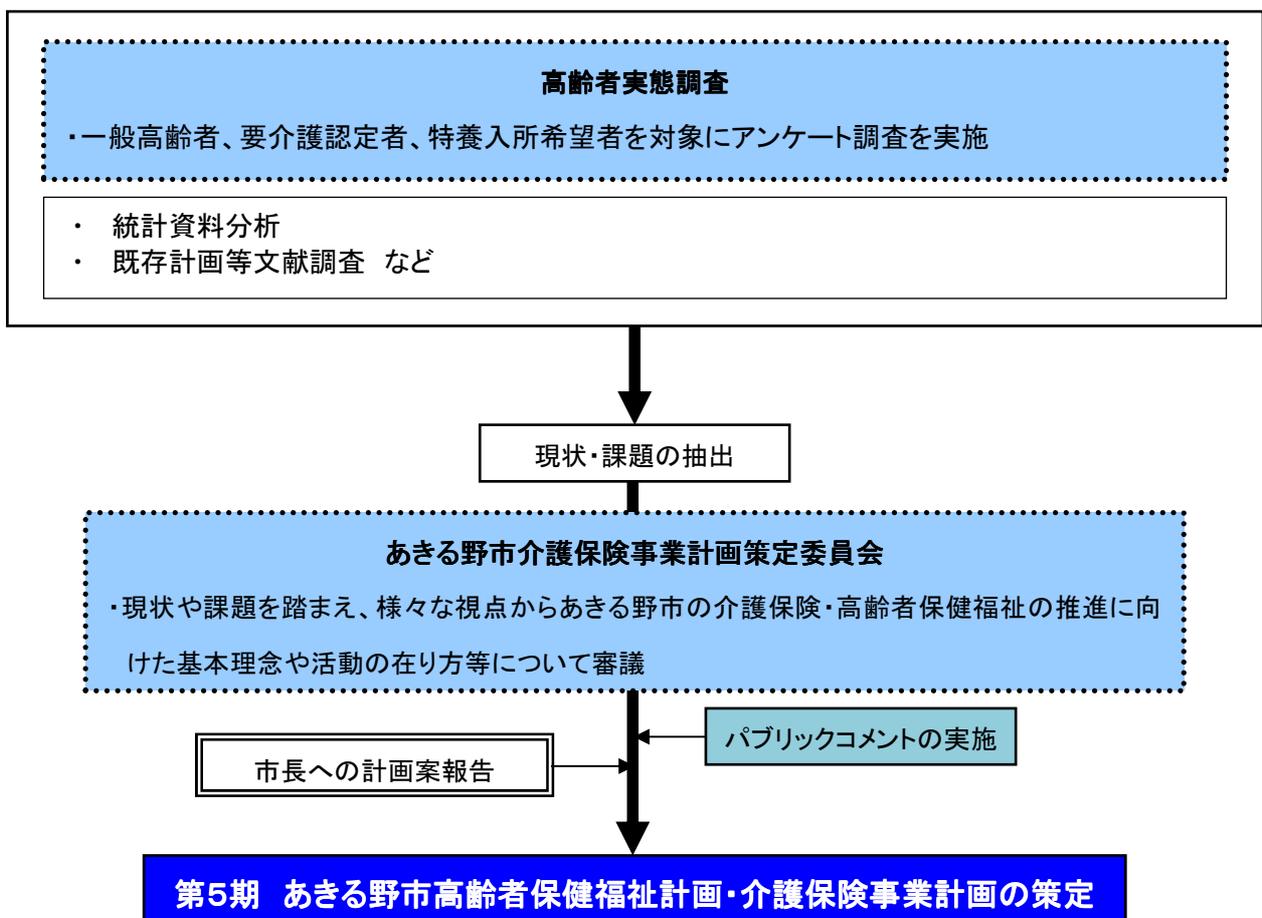
本計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
期間	第4期計画					
			(策定)	第5期計画		

第5節 計画の策定体制

本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定に当たっては、市民 3,066 人を対象に実施した「高齢者実態調査」や、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民意見の反映に努めました。



※ は、市民参加による策定プロセスを示す。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 高齢者を取り巻く現状

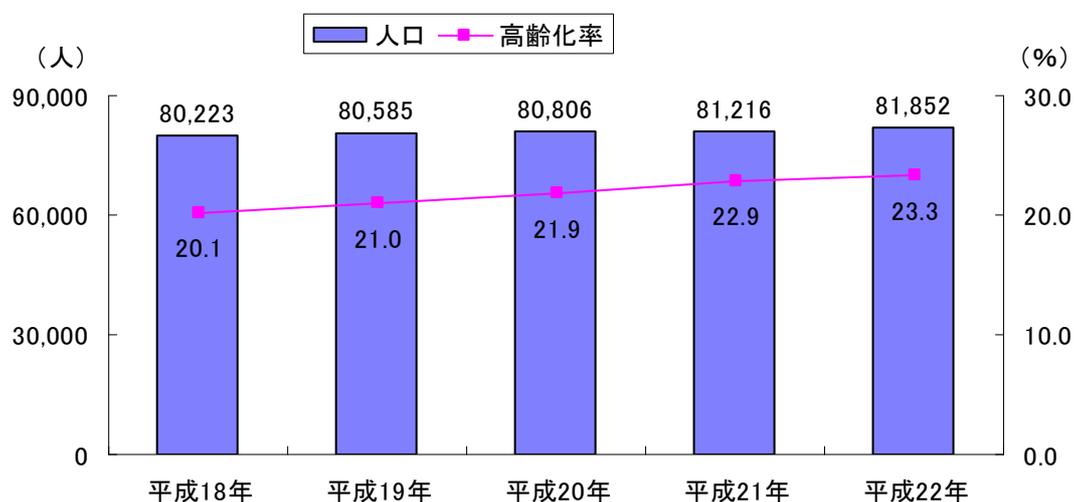
1. 人口の推移・推計

(1) あきる野市の総人口と高齢化率の推移・推計

市の人口は増加傾向にあり、平成18年から平成23年にかけて1,743人増加となっており、同期間に65歳以上の高齢化率は、3.6ポイントの増加となっています。

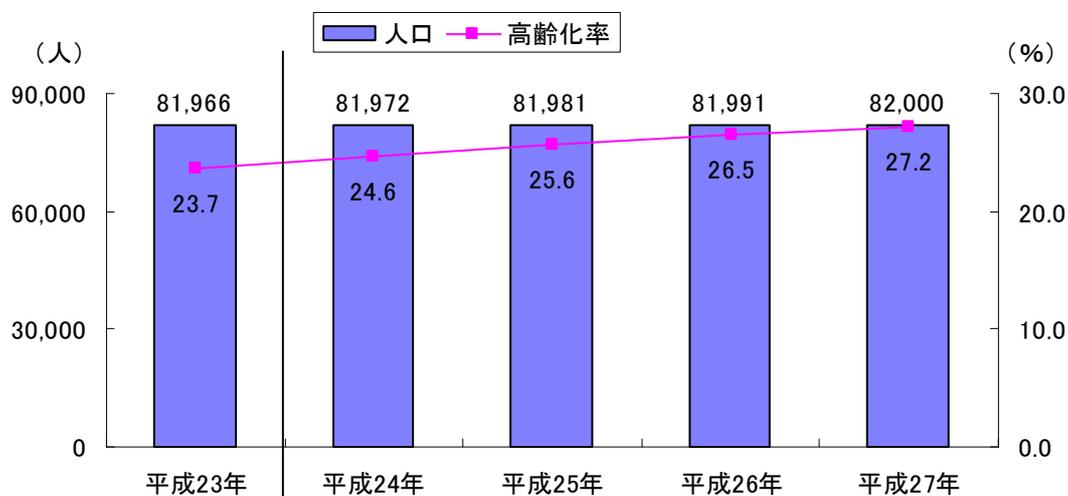
平成24年から平成27年にかけて28人の増加、高齢化率は、2.6ポイントの増加が見込まれます。

◆人口推移



資料：住民基本台帳（外国人含む。）（各年10月1日現在）

◆人口推計



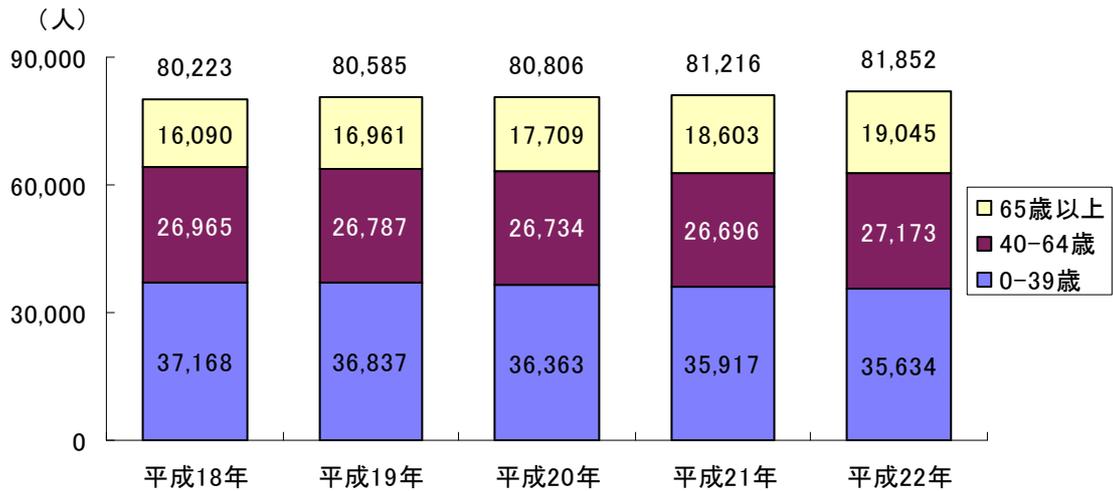
※平成19年～平成23年の住民基本台帳人口（外国人含む。）を基にしたコーホート推計による。

(2) 年齢層別人口構成の推移・推計

平成18年から平成23年までの間に、65歳以上の人口が3,338人と大幅に増加しています。一方で、40～64歳はゆるやかな増加、0～39歳は減少の傾向にあります。

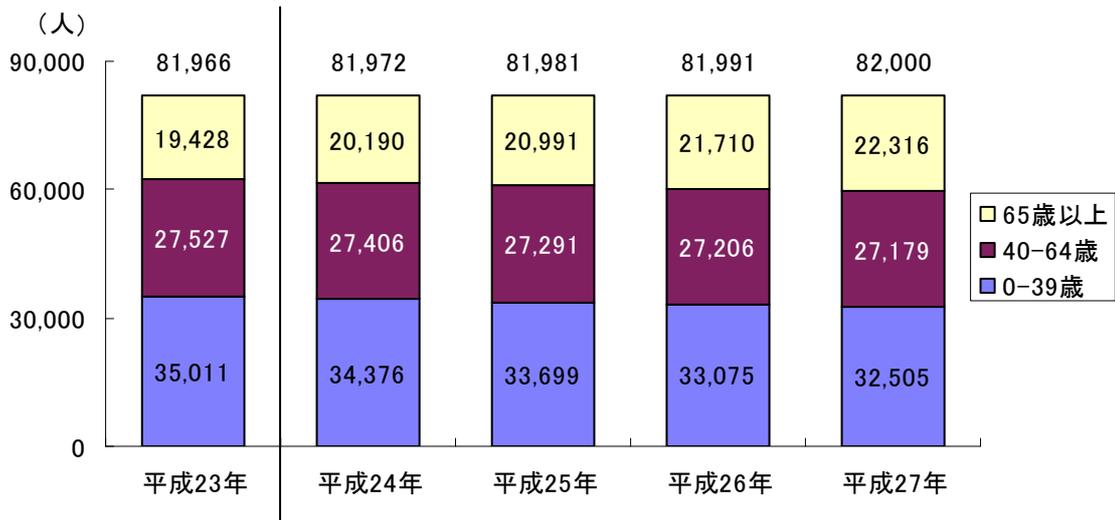
平成24年から平成27年にかけて、65歳以上の人口は2,126人増と、継続した増加が見込まれます。

◆年齢別人口構成の推移



資料：住民基本台帳（外国人含む。）（各年10月1日現在）

◆年齢別人口構成の推計



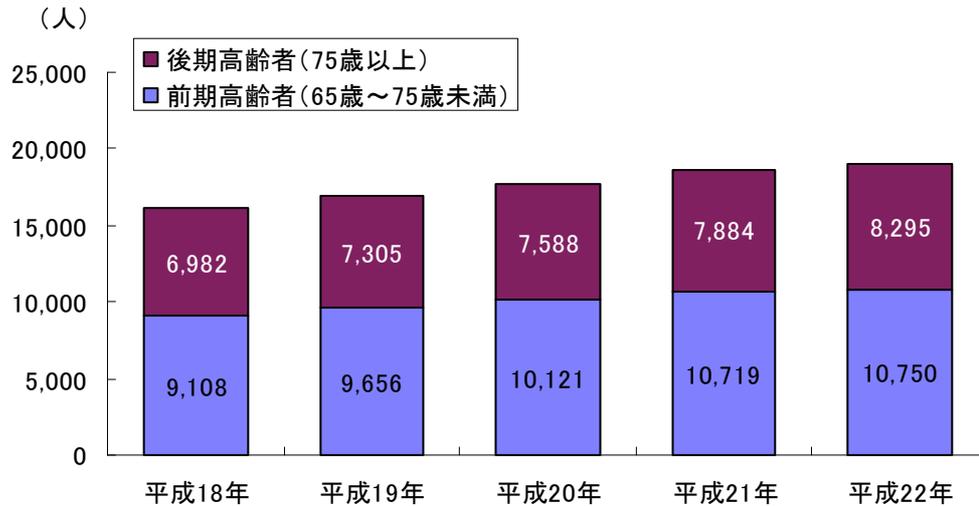
※平成19年～平成23年の住民基本台帳人口（外国人含む。）を基にしたコーホート推計による。

(3) 高齢者人口の推移・推計

平成 18 年から平成 23 年にかけて、前期高齢者は 1,639 人、後期高齢者は 1,699 人の増加となっています。

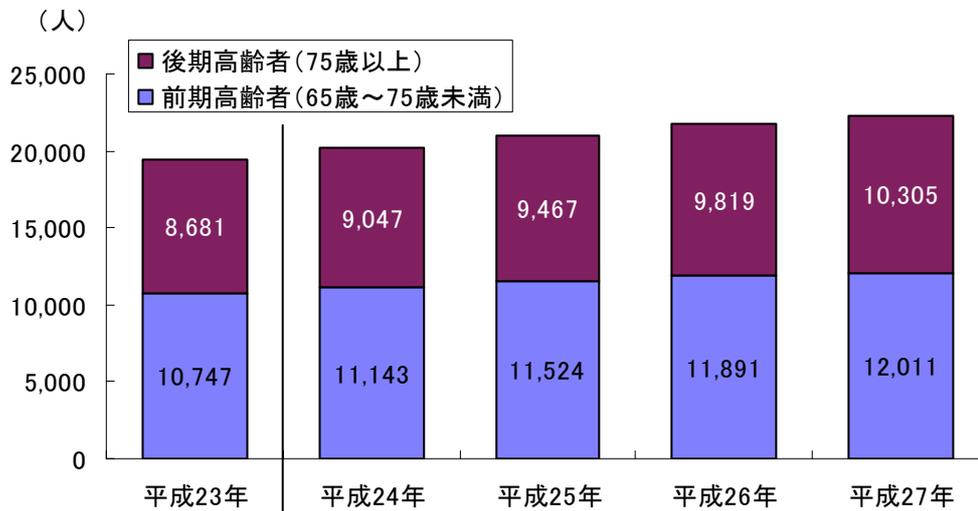
平成 24 年から平成 27 年にかけて、前期高齢者では 868 人の増加、後期高齢者では 1,258 人の増加が見込まれます。

◆高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

◆高齢者人口の推計



※平成 19 年～平成 23 年の住民基本台帳人口（外国人含む。）を基にしたコーホート推計による。

2. 要介護認定者の状況

(1) 認定者数の推移

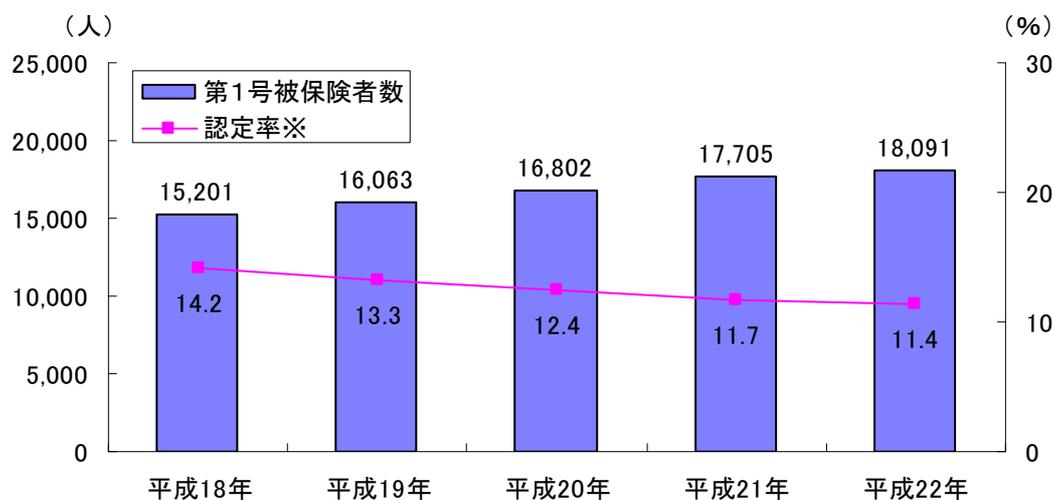
認定者数は、第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少傾向にあります。また、認定者の約8割が75歳以上となっています。

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
第1号被保険者	2,163	2,142	2,081	2,075	2,072	
	65～74歳	359	345	331	331	321
	75歳以上	1,804	1,797	1,750	1,744	1,751
第2号被保険者	101	92	86	77	75	
合計	2,264	2,234	2,167	2,152	2,147	

資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(2) 第1号被保険者数と認定率の推移

第1号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）については、平成18年から平成22年にかけて、2.8ポイントの低下となっています。



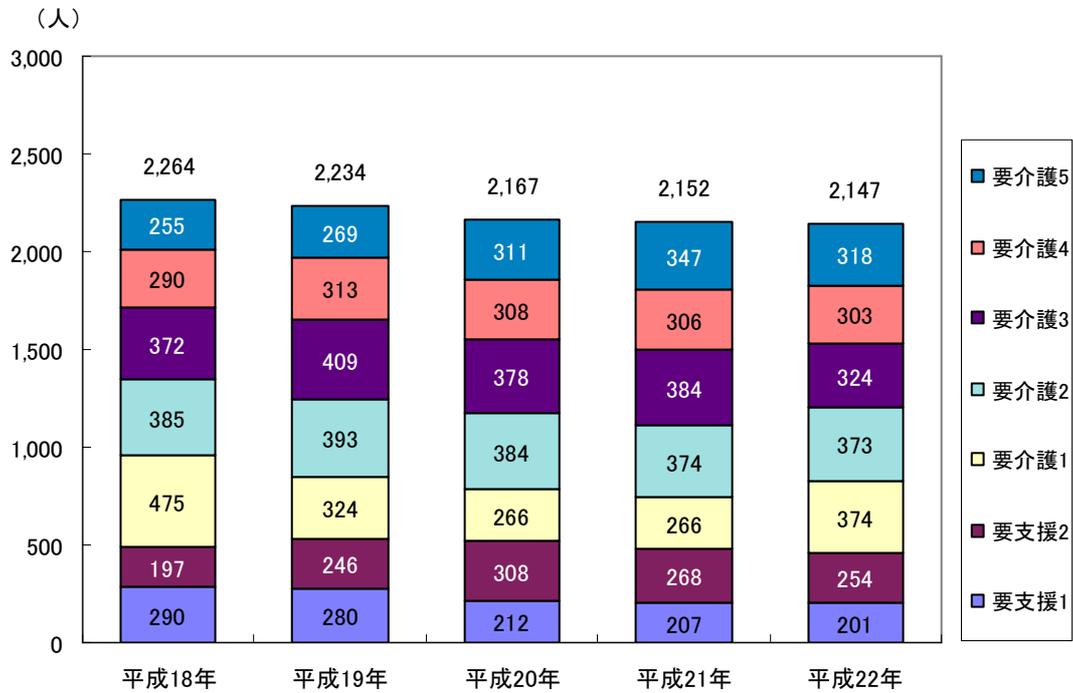
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

※第1号被保険者数に対する認定者の割合

(3) 要介護度別認定者数の推移

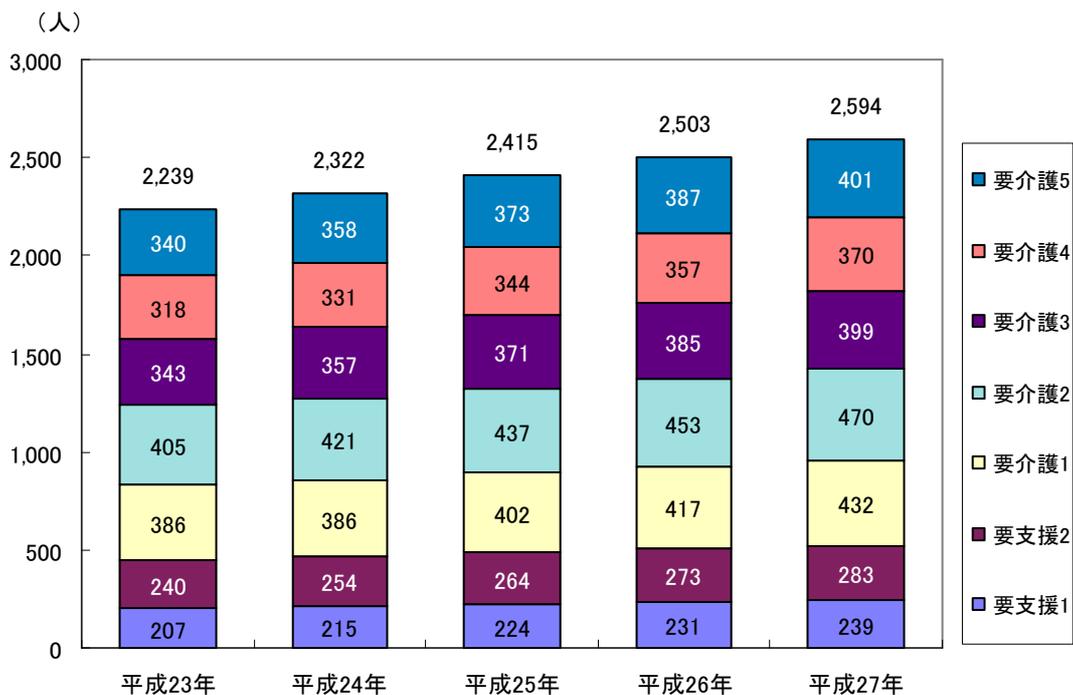
要介護度別の認定者数は、次のとおりとなっています。

◆要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

◆要介護度別認定者数の推計



資料：高齢者支援課

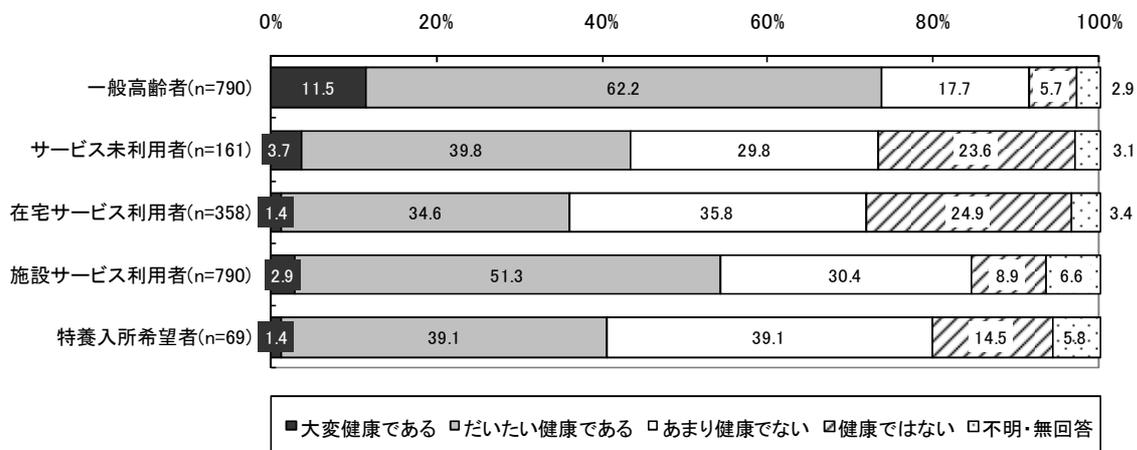
第2節 高齢者に関する調査結果より

調査結果等から、本市の高齢者を取り巻く主な課題をまとめると次のとおりです。

課題1:介護予防と健康づくり

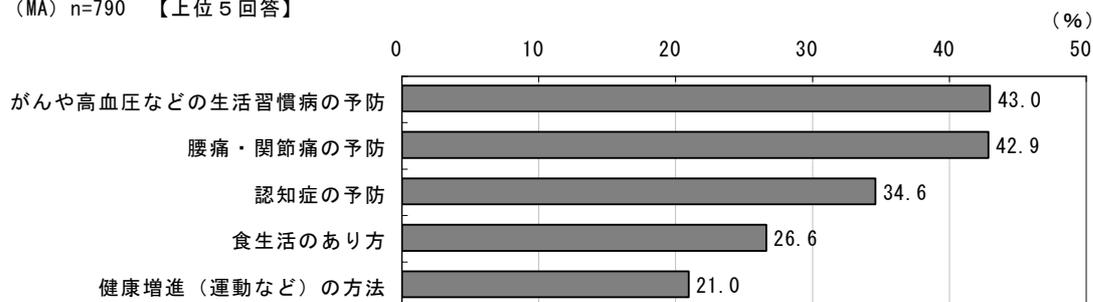
本市でも、今後、高齢者人口の継続的な増加が見込まれています。その中で、高齢者一人一人が、健康で生き生きと暮らすためには、日常的な介護予防活動と健康づくりが基本です。調査では、健康ではない、と感じる高齢者の割合が高くなっています。一方で、病気や認知症の予防、食生活、健康増進の方法など、健康に関する情報や取組が求められています。今後は、介護予防と健康づくりに向けた施策の充実が課題です。

◇健康状態



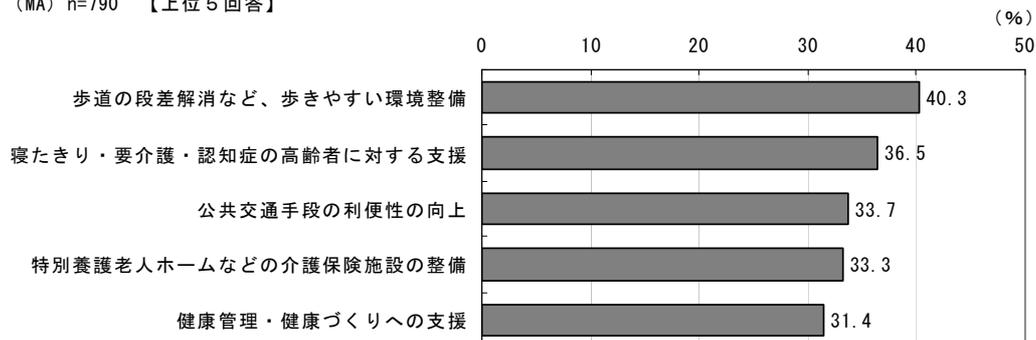
◇健康について知りたいこと(一般高齢者)

(MA) n=790 【上位5回答】



◇施策として充実してほしいこと(一般高齢者)

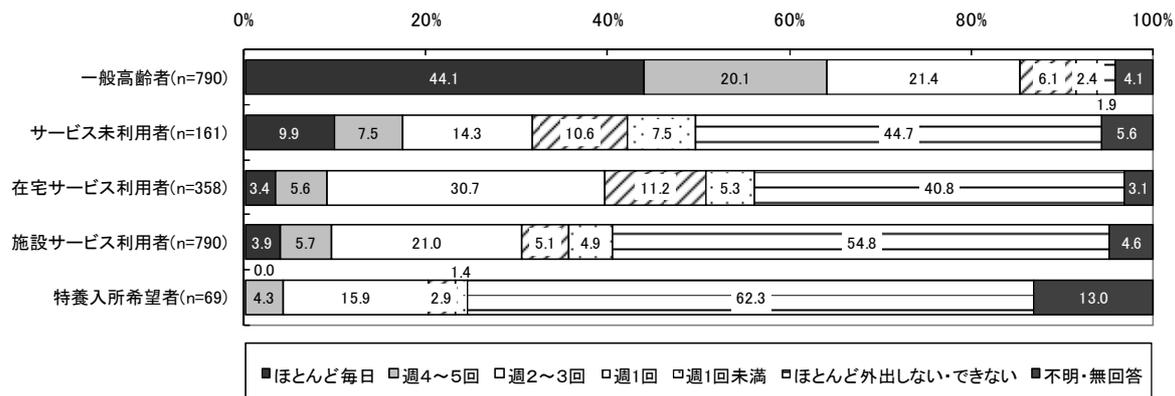
(MA) n=790 【上位5回答】



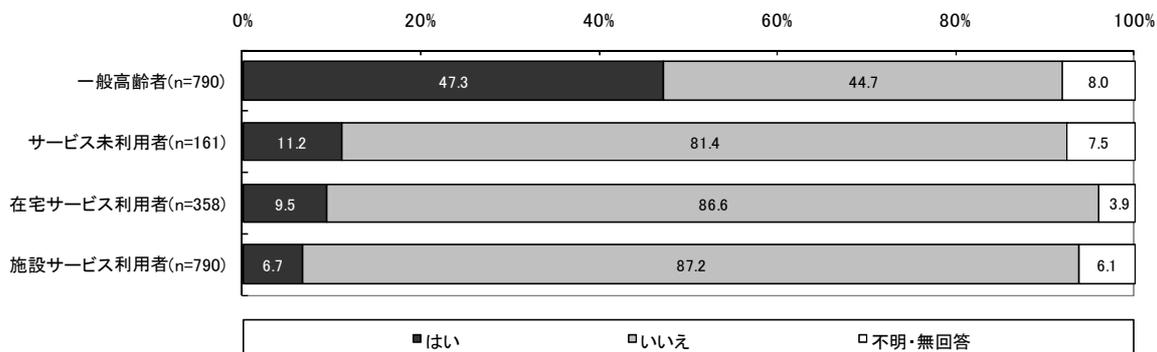
課題2: 社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者が生きがいのある豊かな生活を送るには、それぞれの趣味に応じた活動を行うとともに、地域の様々な人と接し、また、活動等に参加することが重要です。調査では、一般高齢者と要介護認定を受けた高齢者の間に、活動状況の大きな差が見られます。今後は、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた施策の充実が課題です。

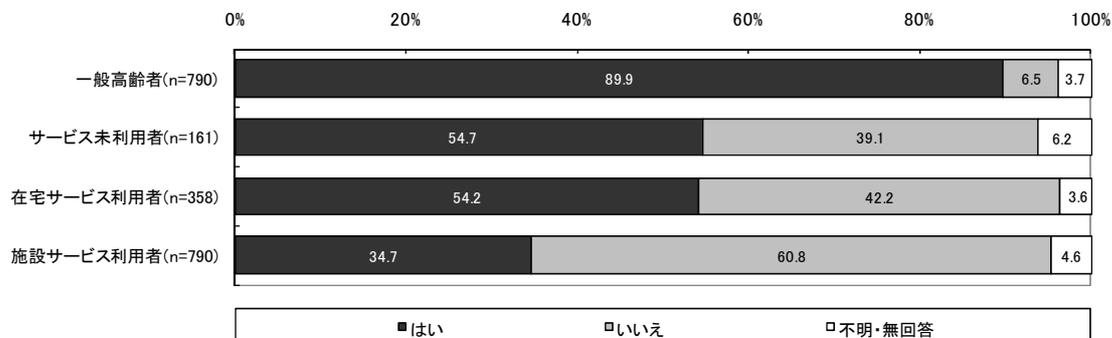
◇外出頻度



◇地域の活動への参加



◇本や新聞、雑誌を読んでいるか

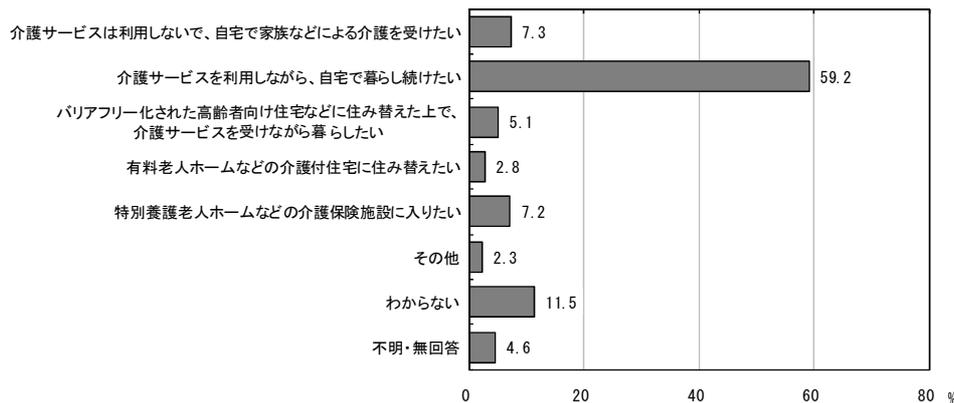


課題3:介護保険サービス利用者への支援

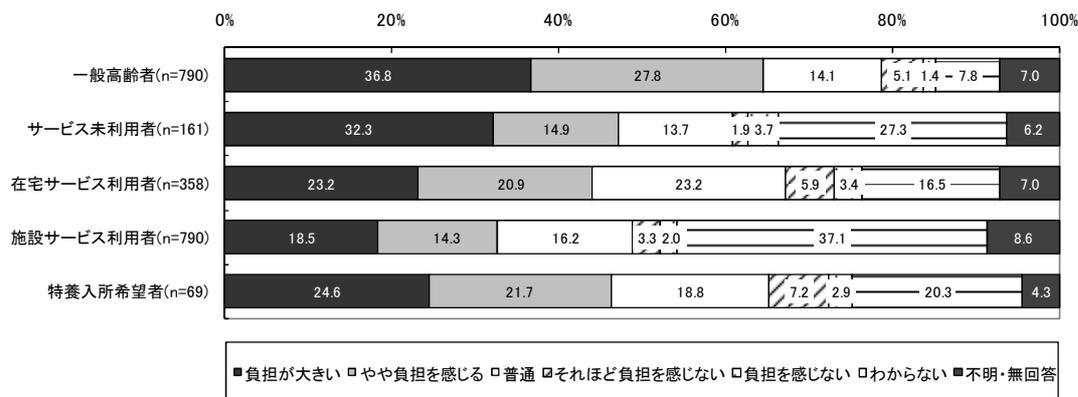
高齢者の多くが、今後の介護への希望として「介護サービスを利用しながら、自宅で暮らし続けたい」との意向を持っています。また、介護保険料については、負担が大きいと感じています。一方で介護保険サービスの質の維持を求める意見が多くなっています。今後も、可能な限り介護保険料負担を抑えながら、介護保険サービスの質の維持を図る必要があります。

◇今後の介護への希望(一般高齢者)

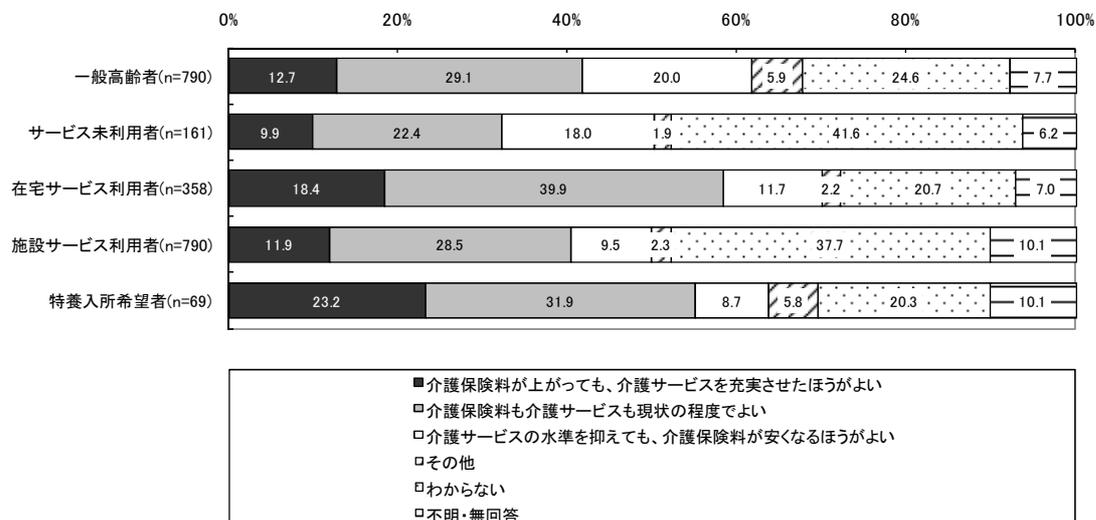
(SA) n=790



◇介護保険料の負担感



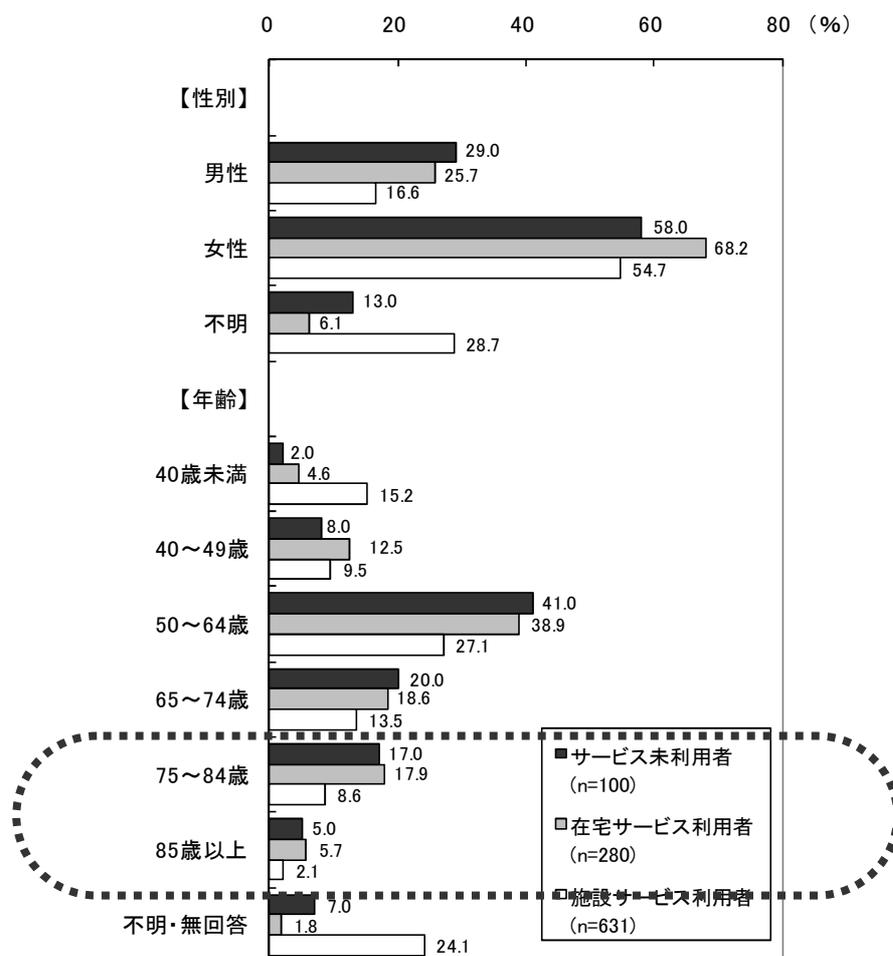
◇介護保険料とサービスの関係



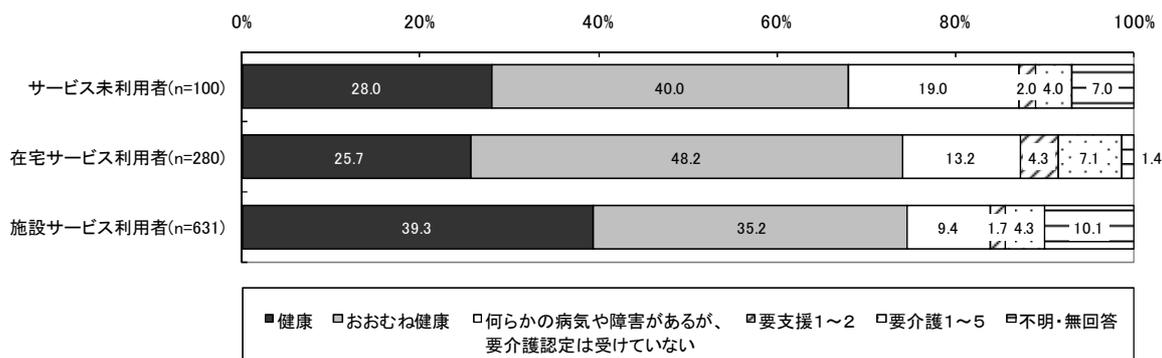
課題4:介護・介助者への支援

介護・介助者は高齢の方が多く、介護をする方御自身も要支援・要介護認定を受けているケースが見られます。そして、介護者は、「自分の時間がとれない」「眠れない」など、様々な悩み・不安を抱えていることがうかがえます。また、施設サービス利用者の介護者については、「認知症の見守り」の割合が高くなっています。今後は、ますます高齢化する介護・介助者が安心して介護・介助に臨めるよう、支援の充実が必要です。

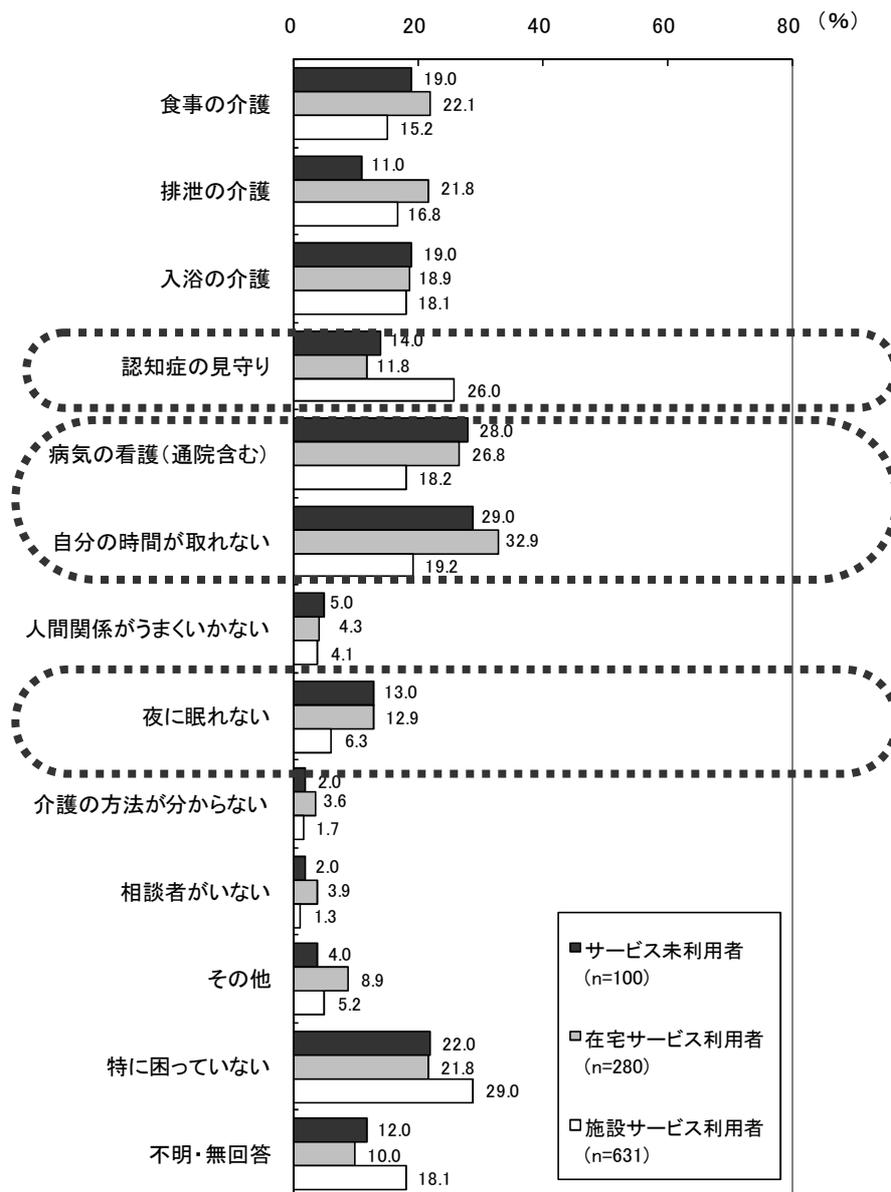
◇介護をしている人の性別・年齢



◇主に介護している方の健康状態



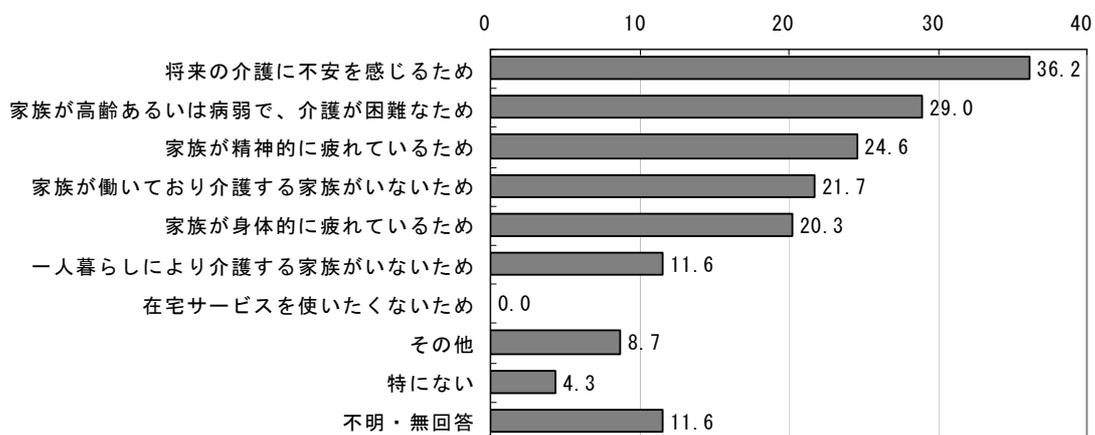
◇介護している人の困りごと



◇特別養護老人ホームに申し込んだ理由(特養入所希望者)

(MA) n=69

(%)

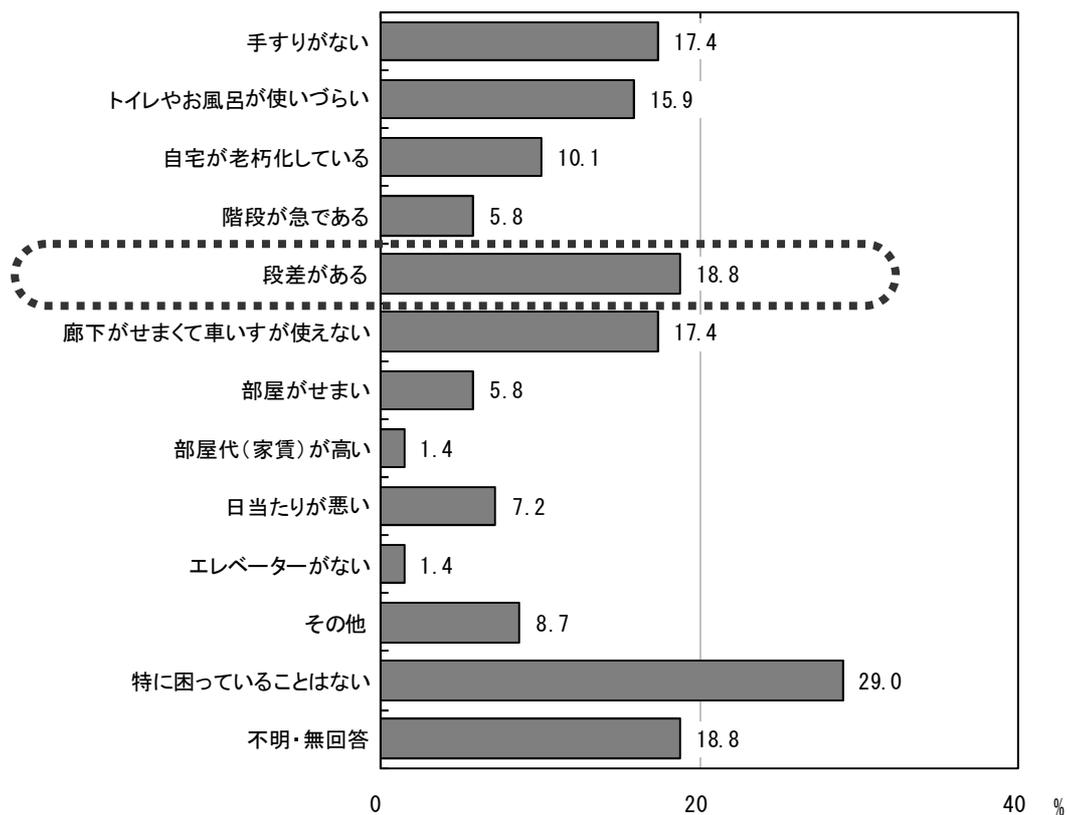


課題5: 住まい・移動環境の整備支援

調査では、住まいで困っていることの上位に「段差」が挙がり、また、施策として充実してほしいことの最上位に「歩道の段差解消など、歩きやすい環境整備」が挙がっています。今後、高齢者が安全で快適な日常生活を送る上で、住まいや道路、施設等のバリアフリー化を一層支援していくことが課題です。

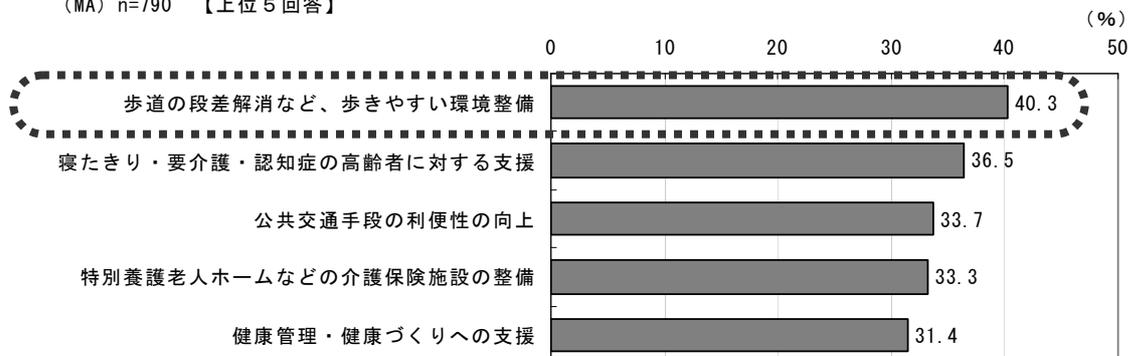
◇住まいで困っていること(特養入所希望者)

(MA) n=69



◇施策として充実してほしいこと(一般高齢者)【再掲】

(MA) n=790 【上位5回答】

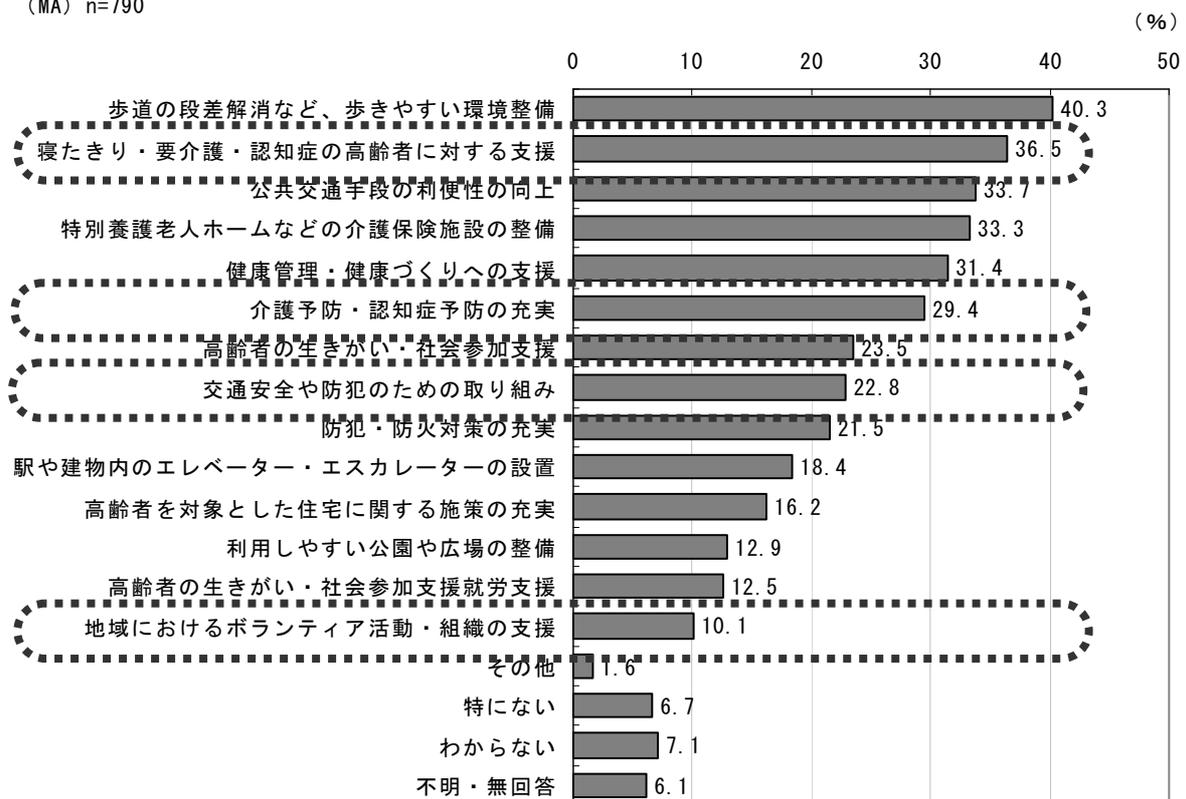


課題6:高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

調査では、施策として充実してほしいことの上位に「寝たきり・要介護・認知症の高齢者に対する支援」が挙げられています。特に認知症の高齢者については、地域の理解と見守りが重要となります。今後は、地域の関係機関・団体等が連携して、認知症高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが課題です。また、成年後見制度などの充実や、市民後見人の育成なども求められます。

◇施策として充実してほしいこと(一般高齢者)

(MA) n=790



第3章 計画の基本目標と基本理念

第1節 計画の将来目標と基本理念

1. 将来目標

高齢化の急速な進行に伴う様々な不安が生じるなか、身近な地域の中で高齢者とその家族が安心して生活できる社会を築くことが求められています。また、高齢者自身が積極的に社会参加をし、豊かな知識や経験を世代を超えて伝えるなど、高齢者が輝ける社会の実現が求められています。

第5期計画では、上記の課題や、平成26年度を目標とする第3期計画・第4期計画との関連性・連続性を踏まえて、将来目標と基本理念を次のとおりとします。

年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現

～支えられる世代から支え合う世代へ～

2. 基本理念

将来目標の実現のために、本計画では次の基本理念を掲げます。

(1) 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立の支援

高齢者が「支えられる世代」ではなく『支え合う世代』として、自らの意思に基づいた自立的な生活を送り、地域社会に参加するためには、介護予防と健康の維持が重要です。そこで、効果的な予防と自立の支援に十分対応できる保健福祉サービス体制の整備を目指します。

(2) 利用者の「選択」とサービス提供者の「競争」によるサービスの質の向上

介護などのサービスを適切に利用して自らの生活を支えていくことも、高齢者の「自立」の在り方です。高齢者の主体的な「選択」の下に、ニーズに合ったサービスの利用が行われ、また、サービスの選択を受けてサービス提供者の適正な「競争」が促されます。こうした適正なサービス利用と提供が行える環境の整備を図ることで、サービスの質の向上を目指します。

(3) あらゆる世代による地域社会のつながりを基にした共助体制の構築

高齢者が年齢に関わりなく輝き続け、『支え合う世代』として積極的に社会参加していくためには、あらゆる場面で地域社会の見守りが重要です。

常日頃から地域社会全体でサポートする体制づくりに向けて、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員、ボランティアといった地域の様々な主体が、共に連携し、助け合う体制を構築することを目指します。

第2節 計画の基本目標と基本方針

1. 基本目標（高齢者保健福祉計画）

基本理念の実現のために、本計画では次の5つの基本目標に沿って高齢者保健福祉施策を推進します。

目標1：介護予防と健康づくり

可能な限り介護を必要としない健康で自立した生活を送るため、特定健康診査や各種がん検診等を効果的に活用するとともに、個別の健康を支援する相談・教育事業を推進します。

また、効果的な予防と自立の支援に向けて、地域支援事業による介護予防事業を推進します。

目標2：多様な社会参加の促進

活力に充ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が生きがいを持ち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たせる地域づくりが重要です。

そのため、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、世代間交流など様々な分野での生きがいづくりを促進し、高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう支援を行います。

目標3：高齢者の地域生活への支援

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、適切な介護保険サービスの提供を行います。

また、安心して在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、生活を支援する様々な福祉サービスも必要とされるため、高齢者の生活実態や生活環境に基づいた福祉サービスを調整・提供していきます。

目標4：連携と支え合いの仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、高齢者を地域全体で支え合う社会を築くための総合的な地域包括ケアシステムの構築を図ります。

目標5：安心して住み続けられる生活環境の整備

だれもが気軽に移動や活動ができるよう、公共施設や多くの人々が利用する建物や道路などのバリアフリー化を進めるとともに、住環境の整備を図ります。

また、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちづくりを進めます。

2. 基本方針（介護保険事業計画）

基本理念の実現のために、本計画では次の5つの基本方針に沿って介護保険事業を推進します。

方針1：地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアとは、医療や介護サービスのみならず、ボランティア活動や住民の見守りなど、様々な地域資源を人的なネットワークでつなぎ、地域全体で高齢者を支えようとする考え方です。

今後、福祉、保健、医療等各サービスとともに、住民相互の支え合いやNPO・ボランティア等、地域の様々な主体のネットワークに基づく地域包括ケアシステムの構築を図ります。

方針2：介護予防・健康づくりの充実

高齢者が、住み慣れた地域で、自立して生活ができるよう、介護予防事業を推進しています。高齢社会の到来の中で、心身の健康の保持や増進、介護予防に資する取組等について、一層の充実が求められます。

今後も、介護予防の意義や重要性を周知しながら、介護予防事業を推進します。

方針3：認知症ケアの充実

認知症を早期に発見し、医療へつなげる相談体制とともに、認知症高齢者の在宅生活を支援する介護サービスや、本人家族への地域ぐるみの支援が必要となります。

今後も、認知症についての理解の普及や相談体制の充実を図りながら、地域の見守りネットワークの構築を目指します。

方針4：介護サービス基盤の適正な整備と質の向上

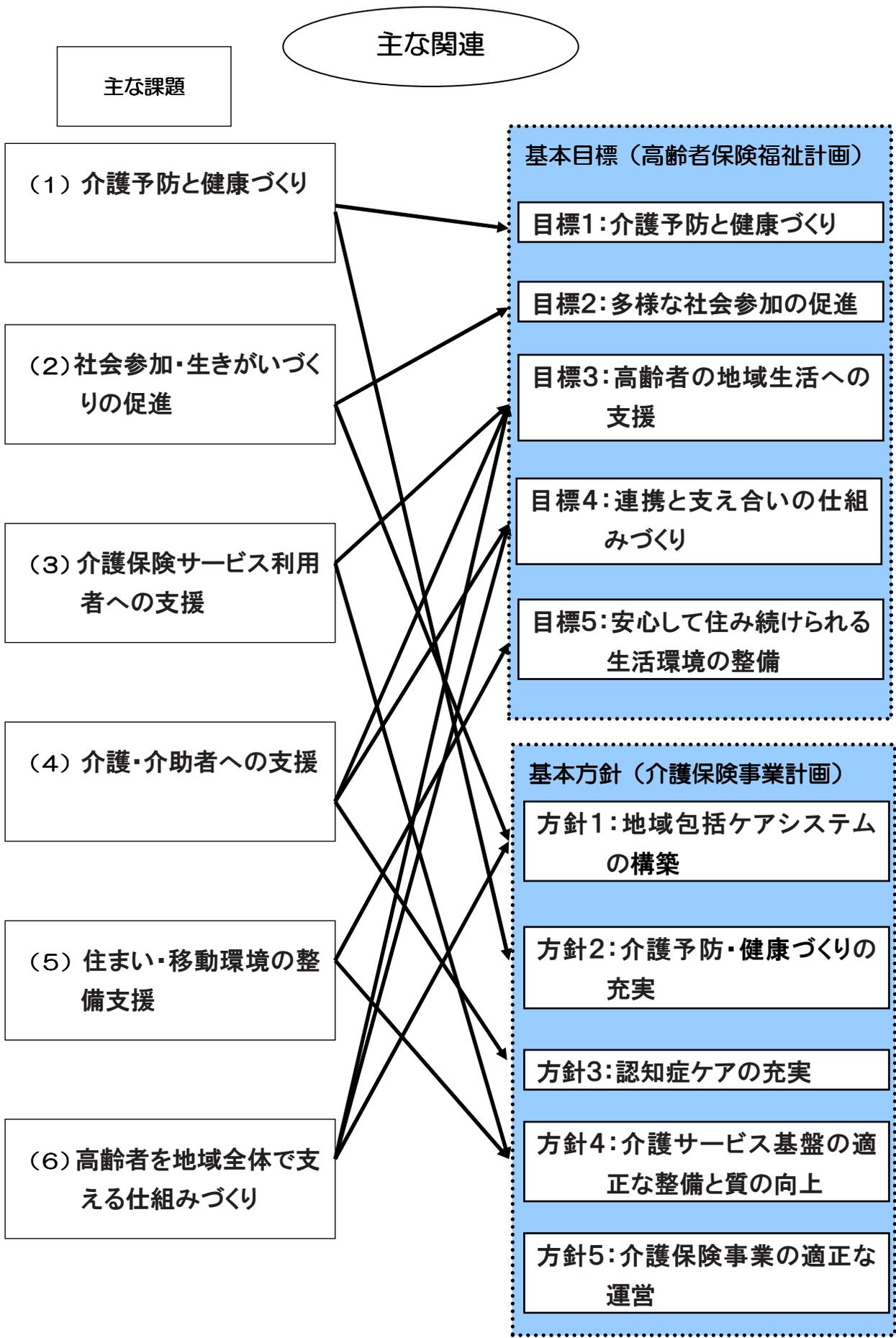
介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう、居宅・施設・地域密着型サービス基盤の適正な整備とサービス量の確保を図ります。

サービスの質の向上に向けて、介護支援専門員に対する支援を通じてケアマネジメントの充実を図ります。また、サービス事業者と連携を図り、適切な情報提供に努めます。

方針5：介護保険事業の適正な運営

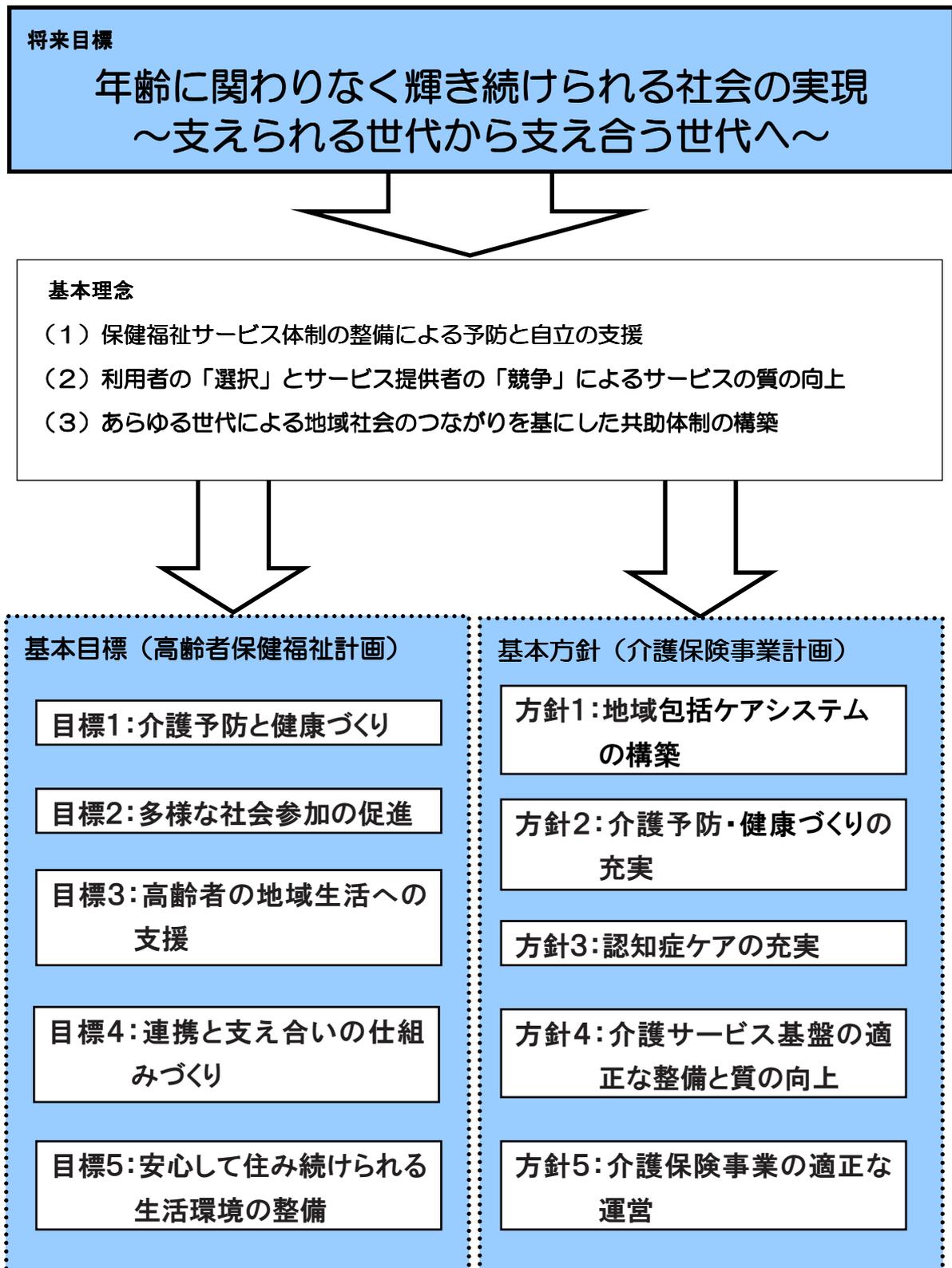
介護保険事業を適正に運営するためには、介護保険制度の信頼を高めることや、適正給付、制度の普及啓発を積極的に行うことが必要です。

今後も、介護保険制度理解の促進や、介護サービスが必要な方への適正なサービス供給や確保、介護報酬の不正請求のチェックや指導などを行うとともに、サービス事業者に対する指導監査等の実施により、介護保険事業の適正な運営に努めていきます。



第3節 施策の体系

本計画は、次の体系で構成されます。



●高齢者保健福祉計画【施策体系】

章	節	項
1 介護予防と健康づくり	介護予防の推進	(1) 介護予防対象者の把握
		(2) 介護予防マネジメントの充実
		(3) 介護予防事業の充実
	健康づくりへの支援	(1) 健康増進事業
		(2) 健康診査及び各種検診事業
		(3) 健康手帳の交付事業
		(4) 健康教育事業
		(5) 健康相談事業
		(6) 地域イキイキ元気づくり事業
		(7) 訪問指導事業
2 多様な社会参加の促進	就業への支援	(1) シルバー人材センター事業
	社会参加への支援	(1) 町内会・自治会敬老行事推進事業 (2) 高齢者クラブ支援事業
3 高齢者の地域生活への支援	介護保険サービスの充実	(1) サービスに関する情報提供
		(2) サービス利用に関する相談体制の充実
		(3) サービス提供体制の充実
		(4) サービスの質の確保
	福祉サービスの充実	(1) 自立を支えるサービスの充実
		(2) 介護者への支援
4 連携と支え合いの仕組みづくり	支え合いの仕組みづくり	(1) 地域のネットワークづくり
		(2) 認知症支援の充実
		(3) 地域福祉権利擁護事業の普及と活用推進
		(4) 成年後見制度の普及と活用促進
		(5) 地域人材の活用の促進
	総合的な相談・支援体制の充実	(1) 総合相談支援事業
		(2) 相談支援体制の充実
	5 安心して住み続けられる生活環境の整備	生活環境の整備と支援
(2) 養護老人ホーム入所措置事業		
(3) 福祉有償運送事業者の支援		

●介護保険事業計画【施策体系】

章	節	項
1 介護保険事業の 基盤	基本方針（介護保険事業計画）	
	日常生活圏域	（1）日常生活圏域の設定
	地域包括支援センター	（1）地域包括支援センターの充実
	介護基盤の整備	（1）地域密着型サービス （2）施設サービス （3）特定施設等
2 介護保険事業量等の 見込み	サービス量の見込み	（1）介護保険事業のサービス体系
		（2）サービス利用者数の見込み
		（3）サービス利用量の見込み
	地域支援事業の見込み	（1）介護予防事業の見込み （2）包括的支援事業・任意事業の見込み
3 介護保険事業費等の 実績と見込み	保険給付費の実績と見込み	（1）介護サービス給付費の実績
		（2）介護サービス給付費の見込み
		（3）介護予防サービス給付費の実績
		（4）介護予防サービス給付費の見込み
	介護保険事業費等の見込み	（1）介護保険事業費の財源
		（2）介護保険事業の総給付費
第1号被保険者の介護保険料	（1）第5期介護保険料基準額の算定	
	（2）所得段階別の介護保険料	

第4節 地域包括ケアシステムの構築に向けて

国では、在宅介護や生活支援を必要とする高齢者を早期に発見し、各人に適した形で保健、医療、福祉等地域の様々なサービスが提供される仕組みが十分に機能する体制である「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

本市においても、現状や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

1. 認知症支援策の充実

認知症についての理解の普及や相談窓口の充実などを通じて、地域全体で認知症の高齢者やその家族を支援します。また、認知症の兆候をいち早くとらえ、早期に対応が開始できるよう、見守りや訪問体制の整備と連絡・相談体制の充実を図ります。

2. 日常生活を支えるサービスの充実

生きがいづくりや生活支援の充実、地域支援事業の推進など高齢者が身近な地域で充実した生活を送れるよう、各種サービスの確保を目指します。

3. 医療との連携強化

市内の医療関係者と連携し、各種検診の受診率の向上を図るとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図ります。また、高齢者の安全・確実な服薬等に向けて、かかりつけ薬局等の普及に努めます。そして、医療関係者と福祉関係者が情報を共有できるよう、支援を行います。

4. 高齢者の居住に係る施策との連携

東京都や市の住まいに関連する計画との調和を図るとともに、市の関係各課と密接な連携をとりながら、高齢者の居住に配慮した住環境整備を支援します。

第2部 高齡者保健福祉計画

第1章 介護予防と健康づくり

第1節 介護予防の推進

1. 介護予防対象者の把握

特定健康診査で生活機能評価を実施した人の中から、生活機能が低下している高齢者を早期に発見・把握し、要支援・要介護状態にならないよう生活機能の向上を目指して、二次予防事業対象者を決定しています。

今後は、健診結果説明の際に、医師から二次予防事業の利用を勧めてもらうなど、介護予防事業利用人数の増加に努めます。また、二次予防事業対象者の把握に関しては、担当課や医療機関と連携を密にしながら実施します。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
二次予防事業 決定者		303 人	357 人	270 人	300 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		300 人	300 人	300 人	

2. 介護予防マネジメントの充実

地域包括支援センターは、二次予防事業の対象となった高齢者に対して、現状の把握を行いながら、介護予防事業の対象者かどうか選定し、必要に応じて、自立への意欲を引き出すための介護予防プランを作成しています。しかしながら、介護予防プランを作成する人の割合が低い状態にあります。

今後は、二次予防事業利用人数が増加するよう、制度の周知を含め、介護予防ケアマネジメント業務を積極的に取り組みます。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
二次予防事業 利用者		18 人	17 人	31 人	35 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		40 人	45 人	50 人	

3. 介護予防事業の充実

(1) 地域支援事業における介護予防事業

①通所型介護予防事業

二次予防事業決定者に、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等を織り交ぜて、介護予防全般を学ぶことができる複合的なプログラムを、全9回コースで年3回実施しています。また、集団での教室参加が難しい方については、心身能力に応じて、契約整骨院での個別運動の利用を勧めています。無理なく介護予防に取り組み、生活の中で習慣となるよう働きかけています。

今後は、二次予防事業決定者がスムーズに事業利用につながるよう、事業の推進を図ります。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
通所介護予防 事業利用者		18 人	17 人	29 人	35 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		40 人	45 人	50 人	

②訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のため、通所による事業への参加が困難な方を対象に、月1回程度の訪問を3か月間実施しています。個々の状況を把握し、状態に応じた生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談や助言を行っています。また、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」にも該当している方には、該当する項目の介護予防の取組ができるよう勧めています。訪問型介護予防事業の利用者は少ない状況です。

今後は、訪問型介護予防事業の利用につながるよう、事業の推進を図ります。

(2) 予防給付サービス

①介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

要支援1、要支援2の方に対して、日常生活上の支援や在宅生活における生活行為を向上させるための支援として、アセスメントによる個人の状態に合ったサービスや事業所を紹介し、介護予防支援計画を作成しています。なお、「栄養改善」「口腔機能の向上」については、提供できる事業所が限られており、該当する項目や内容に沿ったサービスの提供ができないケースもあります。

今後は、メニューが選択できるよう、事業所の体制整備を図り、ニーズに合ったサービス提供を目指します。

②介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1、要支援2の方に対する予防給付サービス、二次予防事業決定者への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるよう、新たに創設される事業です。

この事業が創設された背景としては、要支援1、要支援2の方に対する介護予防事業や配食・見守り等サービスを含めた、生活を支えるための総合的なサービスの提供ができないことや、二次予防事業決定者に対して提供できるサービスが少なく、予防に向けた取組が進みにくいことが挙げられます。

このようなことから、総合事業が実施されると、二次予防事業決定者は、従来の介護予防事業に加え、予防給付サービスのうち市町村が定めるサービス及び配食・見守り等サービスを受けることが可能となります。また、要支援1・要支援2の方は、従来どおりの予防給付としてサービスを受けるのか、総合事業としてサービスを受けるのかを、地域包括支援センターによるアセスメントに応じて市町村が決定することになります。

今後、制度を実施するかどうかについては、市の裁量に任せられる部分が多いことから、事業創設の背景や対象となる高齢者の状況、また、他市町村の取組状況などを含めて、検討していきます。

第2節 健康づくりへの支援

1. 健康増進事業

あきる野市の健康増進計画「めざせ健康あきる野21」（平成19年度～28年度）において、高齢者世代の健康づくりについての目指す姿が、「仲間をつくり地域をつくる高齢者」として示されています。心身共に健康の維持を図るためには、活動の範囲を広げ、人との関わりを積極的に持つことが重要です。また、高齢者が地域社会において、多くの人生経験を生かし、各種団体等の活動や運営に、現役として参加していくことも求められています。さらに、個人においては、適度の運動とバランスのとれた食事、十分な休養を取り入れた生活を実施し、健康管理を続けることが重要です。

今後は、一人一人の自主的な健康管理と健康づくりを基本に、地域ぐるみで健康づくりの活動ができるような環境・仕組みの構築に取り組みます。

2. 健康診査及び各種検診事業

糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、治療につなげることや健康について考える機会とするため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とした「特定健康診査」と75歳以上の「後期高齢者健康診査」を市内医療機関において実施しています。

また、がんの早期発見のため、性別年齢に応じて胸部レントゲン検診（肺がん）・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検査を実施しています。

各種検診の受診率の向上により病気の早期発見と治療につながるため、検診の種類によっては、検診期間の延長や休日等の実施をしています。また、特定健康診査と同時受診が可能ながん検診を設定するなど、受診環境の整備に努めています。予定する検診者数に達しないときには、二次募集の実施などもしていますが、他自治体の取組を参考に新たな環境づくりや勧奨方法を検討します。

今後は、医師会等の協力を得ながら検診の受診率向上を図ります。また、検診結果に対しての健康相談等を充実し、市民の健康増進を図ります。

3. 健康手帳の交付事業

特定健康診査や保健指導等の記録その他健康に関する情報を記載し、自己の健康管理と適切な医療に活用できるよう、40歳以上の希望者に健康手帳を交付しています。

健康診査等の記録を行うことによって、健康に関わる相談を適切に行うことができます。毎年2,000冊程度交付していますが、交付後の利用状況については、個人管理のため把握が難しくなっています。正しい利用の案内と積極的な活用を進めます。

今後は、健康手帳の利用者を増やし、個人による健康管理の習慣づけと、健康相談や医療等の適切な実施につなげます。

4. 健康教育事業

知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として、高齢期を迎える前から生活習慣病や各種疾病の予防等についての正しい知識の普及を目指しています。

また、高齢者クラブ等の団体を通じて知識の普及を図るため、各地域に出向いて健康教育を実施しています。

今後は、開催時間の検討や、内容をより深く理解できるような対話形式での実施など、参加者数の増加に向けた取組を推進します。

5. 健康相談事業

生活習慣病予防や健康づくりに関する理解を深め、生活習慣の見直しやその継続ができるように支援する健康相談を実施しています。開催に当たっては、健康に関する意識が高い検診時に行うなど、相談による効果を上げる取組をしています。

今後は、相談件数の増加につながる勧奨方法の検討と相談内容を充実させるため健康手帳の活用を進めます。

6. 地域イキイキ元気づくり事業

身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市で委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、地区会館等を利用して、月1回程度事業を実施しています。実施ごとに、健康カードへ血圧測定の結果や健康状態を記録し、相談も行っています。その他、体操やレクリエーションなどを実施し、楽しい集まりとしています。

今後は、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた参加者が得られるように事業を検討していきます。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実施地区		45 地区	46 地区	48 地区	49 地区
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		50 地区	52 地区	53 地区	

7. 訪問指導事業

閉じこもり予防や認知証対象者を訪問し、必要な保健指導を行い、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

今後は、他の事業においても対象者の把握を常に行い、事案が発生した場合には、対応していきます。

第2章 多様な社会参加の促進

第1節 就業への支援

1. シルバー人材センター事業

市では、定年退職者等の職業生活の充実や高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与していくため、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を図っています。就業実人員数、受託件数などは増加傾向にあります。

今後は、就業実人員数、受託件数、契約金額等が更に増加していくよう、支援していきます。

指標項目	年度				
	就業実人員	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
622 人			669 人	726 人	800 人
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		880 人	960 人	1,000 人	

第2節 社会参加への支援

1. 町内会・自治会敬老行事推進事業

町内会・自治会が実施する敬老行事に要する経費の一部を補助することで、高齢者が地域と関わりを持つ機会を提供しています。現在、敬老行事の対象者は75歳以上となっています。

今後も、町内会・自治会と連携を図り、敬老行事等の活動を支援していきます。

指標項目	年度				
	事業対象者数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
6,416 人			6,788 人	7,180 人	7,564 人
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		7,800 人	8,000 人	8,200 人	

2. 高齢者クラブ支援事業

東京都の「老人クラブ運営要綱」に基づく高齢者クラブに対し、その事業費の一部を補助し、高齢者福祉の増進を図っています。老人クラブ活動は、高齢者の交流の場となるだけでなく、社会貢献にもつながっていますが、各クラブの会員数が比較的減少傾向にあるので、会員数の増加に努める必要があります。

今後は、会員数の維持に向けた対策を検討し、高齢者クラブの活性化に向けて支援していきます。

指標項目	年度				
	高齢者クラブ 会員数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
3,263 人			3,161 人	3,112 人	3,071 人
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		3,100 人	3,200 人	3,300 人	

第3章 高齢者の地域生活への支援

第1節 介護保険サービスの充実

1. サービスに関する情報提供

(1) 利用者への情報の提供

高齢者保健福祉事業や介護保険制度に関するパンフレットの配布等により、利用者が主体的にサービスを利用できるように努めています。

今後は、インターネットや福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）などを活用し、事業者からの情報収集に努め、「広報あきる野」や市のホームページ等を通じて、必要な情報提供に努めます。

(2) 地域への制度の周知

地域包括支援センターや町内会・自治会・高齢者クラブ等が実施する説明会・学習会等に、パンフレット等を提供し、制度の周知に努めています。

今後は、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度の概要について、必要に応じて、出前講座や説明会等の開催によって、制度の周知が図れるよう各関係機関と連携していきます。

2. サービス利用に関する相談体制の充実

(1) 地域包括支援センターでの相談体制

介護保険サービスの利用に関する疑問や悩み等について、庁舎窓口及び電話・訪問により、本人、家族、住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行っています。

専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、関係者からのより詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から定期的に情報収集を行い、状況把握に努めています。

今後も、窓口や電話での相談に対して、的確な情報把握を行い、解決に向けた支援を行うとともに、相談機関としての地域包括支援センターの周知や社会資源の情報収集に努めます。

指標項目	年度				
	相談件数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
977 件			2,326 件	3,370 件	3,500 件
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		3,500 件	3,500 件	3,500 件	

(2) 在宅介護支援センターでの相談体制

市内3か所の在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの相談窓口（ランチ）として、24 時間体制により、地域の高齢者や家族からの身近な相談窓口を担っています。また、介護保険サービスにはつながらない高齢者の見守り等も行っていますが、現状、相談件数は少ない状況です。

今後も、夜間及び休日対応を継続し、保健福祉サービスの利用調整や在宅介護の総合的な相談を行うことにより、要介護高齢者等の福祉の向上を図ります。

指標項目	年度				
	相談等対応 件数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
2,730 件			2,161 件	1,458 件	1,500 件
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,500 件	1,500 件	1,500 件	

（３）居宅介護支援事業者、サービス事業者での相談体制

介護保険サービスについては、居宅介護支援事業者やサービス事業者に、相談や苦情を受け付ける窓口が設けられており、利用者に周知を図っています。

今後も、居宅介護支援事業者やサービス事業者に対して、利用者に説明及び周知を図るように働きかけていきます。

（４）東京都介護保険審査会での相談体制

介護保険制度では、保険者が行った行政処分に対する不服の申立ての審理・裁決を行う第三者的機関として、都道府県に介護保険審査会が設置されています。各種決定通知書、納入通知書等の下部や裏面に、東京都介護保険審査会事務局の連絡先等を記載し、周知を図っています。

今後は、これまでの取組のほか、「広報あきる野」やホームページ等でも周知を図ります。

（５）東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会での相談体制

東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言等を行っています。

指定事業者から提供されたサービスで、原則として（１）サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者（区市町村）等において取り扱うことが困難な場合、（２）事業者所在地と利用者の居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合、（３）申立人が、国保連での処理を特に希望される場合、苦情の対象として実施しています。

さらに、東京都社会福祉協議会にも、運営適正化委員会があり、事業利用者の苦情解決のための第三者機関としての機能を担っています。

現在、「国保連合会苦情相談窓口専用電話」制度のパンフレットなどにより、周知を図っています。

今後は、これまでの取組のほか、「広報あきる野」やホームページ等でも周知を図ります。

3. サービス提供体制の充実

(1) 介護保険居宅サービスの充実

在宅ケアを支える居宅サービスについて、サービスの質の確保・向上が重要となっています。事業実績分析や高齢者実態調査等により、利用状況や意向を把握し、サービス提供事業者等の協力を得ながら、居宅サービスの提供体制の充実に努めます。

(2) 介護保険施設サービスの充実

高齢者が在宅での生活が困難となった場合に、そのニーズに応じて適切な施設サービスが受けられるように、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において、適正なサービスが提供されるように努めます。

(3) 地域密着型サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けていけるように、日常生活圏域を中心とした地域密着型サービスを提供しています。利用者はあきる野市民に限定され、市が事業者の指定・指導監督を行います。

これまでの地域密着型サービスに加え、第5期計画では、新たな地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）も創設されることから、今後、必要性を踏まえて、整備の検討を行います。

(4) 一貫性・連続性のある福祉、保健、医療の連携体制の構築

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域包括支援センターを中心とした連携体制が課題です。

今後は、地域包括支援センターの機能を強化し、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携体制の構築に努めます。

4. サービスの質の確保

(1) 介護給付適正化事業

介護保険制度の信頼性を確保し、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、東京都の介護給付適正化プログラムを参考とし、介護サービスの適正化に努めています。

今後は、東京都の第2期介護給付適正化計画に基づき、主要5事業（1. 認定調査状況のチェック、2. ケアプランの点検、3. 住宅改修などの点検、4. 医療情報との突合・縦覧点検、5. 介護給付費通知）により、適正化事業の推進を図ります。

(2) サービス提供事業者との連携

より良い介護サービスが効果的に提供されるためには、サービス事業者自身によるサービスの質の向上に向けた取組が求められます。介護事業者連絡協議会などと連携を図りながら、定期的な意見交換の場を設けるなど、事業者の自主的な取組を支援します。

(3) 事業者への研修の実施、情報の提供

介護サービス事業者に対して、サービスの質の向上を目的として、東京都や外部講師による集団指導・研修を行っています。

今後も、定期的な集団指導や講習会等により、サービスの質の向上を促進します。また、ホームページ等を活用した情報の提供を実施します。

(4) 福祉サービス第三者評価システムの活用促進

介護サービスが必要となったときに、利用者が自分に合った質の高いサービスを受けるためには、事業者の特徴やサービスの質など、選択のための分かりやすい情報が求められています。

東京都では、利用者でも事業者でもない第三者による「福祉サービス第三者評価システム」を実施しているため、今後も、この制度の活用を促進します。

(5) 介護サービス情報の公表

利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業者は、事業所やサービスに関する情報を自らの責任で公表し、透明性を確保した上で質の高いサービス提供に努めています。市では、介護サービス情報の公表制度のパンフレットを置くなど、今後も、制度の普及に努めていきます。

第2節 福祉サービスの充実

1. 自立を支えるサービスの充実

(1) 高齢者福祉電話事業

65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で生計中心者の所得税が一定額以下の近隣に親族が居住していない世帯に対して、電話使用权の貸与、維持費（基本料金等）の助成を行っています。

今後も、窓口等の福祉サービス相談に合わせ、周知を図ります。

指標項目	年度				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
電話貸与世帯数	実績値	8世帯	8世帯	5世帯	12世帯
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	計画値	13世帯	14世帯	15世帯	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
維持費助成世帯数	実績値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
		133世帯	127世帯	124世帯	130世帯
	計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		140世帯	150世帯	160世帯	

(2) 水道料助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で住民税非課税の世帯に対して、水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図っています。

今後も、窓口等の福祉サービス相談に合わせ、周知を図ります。

指標項目	年度				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
助成世帯数	実績値	150世帯	131世帯	140世帯	160世帯
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	計画値	170世帯	180世帯	200世帯	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	

(3) 高齢者配食サービス事業

65 歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が 65 歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、昼食時に配食サービスを実施しています。

調理の困難な高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与していますが、利用者数の伸びが少なくなっています。

今後は、利用者数を増加させるため、事業内容の見直しを検討します。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
提供食数		6,419 食	4,290 食	3,611 食	3,800 食
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		3,900 食	4,000 食	4,100 食	

(4) 高齢者緊急通報システム事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に、緊急通報機器を貸与しており、緊急通報を 24 時間体制で受信しています。

近年では、家族や近所の方に迷惑を掛けたくない等の理由から、協力員のいない民間受信センタータイプの申請が増えています。

今後も、関係者の協力を得て、事業を継続していきます。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
緊急通報 設置者		169 人	156 人	157 人	170 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		190 人	210 人	230 人	
協力員数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
		125 人	107 人	95 人	70 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		70 人	70 人	70 人	

(5) 高齢者在宅サービスセンター事業

市内3か所の高齢者在宅サービスセンターでは、高齢者の心身機能の維持向上や自立生活の援助等を目的に、自立して活動できる高齢者等に対して、指定管理者による生きがい趣味活動（食事サービスや送迎サービスを含む。）を実施しています。

今後も、社会的孤独感の解消、自立生活の助長、要介護状態の進行を予防するため、事業を継続していきます。

(6) 高齢者自立支援日常生活用具給付事業

日常生活用具が必要と認められる高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図っています。

介護保険非該当又は審査判定を受けた方を対象としていますが、判定を受けた方のほとんどが介護保険に該当するので、対象者が比較的少なく、申請数や利用数も少なくなっています。

今後も、必要な方に対して給付に努め、制度の周知を図ります。

(7) 高齢者自立支援住宅改修給付事業

要介護認定を受け、住宅改修が必要な方に対し、居住する住宅の改修を給付することにより、高齢者の在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大の確保、転倒予防及び介護の軽減等を図っています。

今後も、必要な方に対して給付に努め、制度の周知を図ります。

2. 介護者への支援

(1) ねたきり高齢者おむつ等給付事業

平成 21 年 4 月から要介護認定 3～5 の方に対し、月額 5,000 円を限度として、おむつの現物給付を実施しています。

今後も、引き続き、家族の負担軽減を図るため、事業を継続します。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
給付実績		1,781 人	1,665 人	1,625 人	1,700 人
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,800 人	1,900 人	2,000 人	

(2) 家族介護慰労金支給事業

介護認定を受けた日から 1 年間介護保険サービス等を受けず、在宅で過ごしていた重度の要介護高齢者（要介護 4・5）を介護している同居の家族に対して、慰労金として 10 万円を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減と重度介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図っています。

今後も、地域支援事業の家族介護継続支援事業として、引き続き実施します。

(3) 介護教室

3 か所の在宅介護支援センターが中心となり、年 9 回在宅で高齢者を介護している家族の方、関心のある方などを対象に、家庭で高齢者を介護していく上で役に立つ介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催しています。

今後は、参加者の増加に向けた取組を検討します。

指標項目	年度				
	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実施回数		9 回	9 回	9 回	9 回
	計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		9 回	9 回	9 回	
	参加者数	実績値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
111 人			162 人	108 人	110 人
計画値		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		120 人	150 人	180 人	

第4章 連携と支え合いの仕組みづくり

第1節 支え合いの仕組みづくり

1. 地域のネットワークづくり

町内会・自治体を主体として、消防団、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会から選出される委員などで構成される防災・安心地域委員会を組織し、地域力の向上に努めています。

第4期計画期間中には、防災・安心地域委員会に協力を依頼し、高齢者見守り事業を開始しています。

(1) 高齢者地域見守り事業

65歳以上の一人暮らし世帯等に対して、新聞配達時、郵便配達時、ゴミ収集時、乳酸菌飲料配達時に、見守りを実施し、世帯に異変があった場合には地域包括支援センターへ連絡してもらう取組を広げています。また、地域から選出された見守り協力員が月2回程度高齢者世帯を訪問し、安否確認などの見守りを実施しています。事業の周知については、広報、ホームページ、介護支援専門員等を通じて行います。

新聞配達時、郵便配達時、ゴミ収集時による見守りについては平成23年2月から、乳酸菌飲料配達時による見守りについては3月から、地域による見守りについては7月から実施しています。現在68人が見守り事業を利用しており、徐々に周知されてきています。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。

指標項目	年度				
	実績値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
利用人員		—	—	57人	120人
	計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		160人	180人	200人	

2. 認知症支援の充実

(1) 認知症サポーター100万人キャラバンの取組

認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。主に、住民からの申出による出張講座にて実施しています。平成22年度から、市内の中学校に働きかけを行い、一部中学生にも実施しています。

今後も、高齢者が増えるにつれ、認知症の方も増えていくことから、様々な地域の方や小・中学生など多くの方が実施できるように、サポーター養成講座についての周知を図り、実施していきます。

指標項目	年度				
	実績値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
受講人数		100人	89人	787人	1,000人
	計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		1,500人	1,500人	1,500人	

(2) 認知症予防の情報提供

認知症サポーター養成講座の内容に、認知症予防の内容を組み込んで実施しています。また、地域包括支援センターで実施している介護予防講座で、認知症について要望がある場合に講義をしています。

今後は、認知症予防に関する情報について、認知症サポーター養成講座とともに周知を図ります。

(3) 認知症疾患医療センターとの連携

東京都では、認知症の方やその家族の取り巻く課題を解決するため、医療機関同士、更には、医療と介護の連携の推進役となる「認知症疾患医療センター」の整備を計画しています。

今後、この「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の方やその家族の支援の充実に図ります。

3. 地域福祉権利擁護事業の普及と活用推進

(1) 地域包括支援センターでの権利擁護事業

地域包括支援センターでは、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行います。また、地域における関係機関相互の情報交換や連携及び高齢者虐待防止の普及啓発などのため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を実施し、高齢者虐待への対応等について検討を行ってきました。

日々の相談に対し対応を進めていますが、更なる普及啓発活動等が必要です。

今後は、高齢者虐待に関する相談窓口について普及啓発を進めます。また、日々の相談について迅速かつ的確な対応を進めます。

(2) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業とは、軽度の認知症の症状のある高齢者や、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でなく、自らの選択により適切なサービスを利用することなどが困難な方を対象に、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行うものです。利用に際しては、利用者本人が支援計画や契約内容に合意した上で、利用者本人と事業を実施している社会福祉協議会が契約を結び、援助が開始されます。徐々に対応件数も増えていますが、更なる普及啓発活動等が必要です。

今後も、関係機関との連携により、制度に関する普及啓発を推進します。

4. 成年後見制度の普及と活用促進

成年後見制度は、認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などのために、家族などが家庭裁判所に申し立て、法定後見人を選任して財産の管理などを行う「法定後見制度」と、自らの判断能力が十分な時に、将来に備えて財産管理を頼む人を決めておく「任意後見制度」があります。

相談に対する対応はおおむねできていますが、周知啓発活動が不十分です。

今後は、推進機関の設置に向けて、早急に関係機関と調整を進めるとともに、市長申立についても必要に応じて対応していきます。

5. 地域人材の活用の促進

地域では、豊富な経験や技能を持った多くの市民が暮らしていますが、現在、地域人材の把握や活用については、なかなか難しい状況です。

今後は、団塊の世代を始め、定年退職などで職業生活の一線を退いた市民の力を積極的に生かせるように、高齢者のニーズに対応した社会参加の機会や地域人材の活用に向けた情報の提供に努めます。

第2節 総合的な相談・支援体制の充実

1. 総合相談支援事業

地域包括支援センターでは、庁舎窓口、電話、訪問により、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行っています。

今後は、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、窓口や電話での相談に対して、的確な情報把握を行い、解決に向けて支援をしていくとともに、相談機関としての周知に努めます。また、社会資源の情報収集に努めます。

2. 相談支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、市内3か所の在宅介護支援センター等において、高齢者に関わる幅広い相談を十分に受け止め、問題解決やサービス向上につながる体制を整備しています。

また、月1回連絡会を実施し、連絡・調整を行っています。

今後も、連携を密にし、地域の相談支援窓口としての周知を図ります。

第5章 安心して住み続けられる生活環境の整備

第1節 生活環境の整備と支援

1. 民間賃貸住宅入居支援事業

あきる野市に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、初回保証委託料の2分の1に相当する額（2万円を限度）を助成し、民間住宅の入居支援を行っています。

今後も、制度利用希望者に対応するため、引き続き事業の継続を図ります。

2. 養護老人ホーム入所措置事業

環境上の理由や経済的理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の方を対象に、養護老人ホームにおいて、居住、食事等の日常生活上必要なサービスを提供するものです。

平成23年4月1日現在で措置者数は6人となっています。

今後も、老人福祉法に基づく事業であるため、引き続き事業の継続を図ります。

3. 福祉有償運送事業者の支援

福祉有償運送事業者は、市内に2事業者あり、2年ごとに多摩地域有償運送協議会で内容を審議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。

今後も、地域における福祉有償輸送の必要性や安全の確保、旅客の利便に係る方策を協議するなど、福祉有償運送事業者の支援を行います。

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業の基盤

第1節 基本方針（介護保険事業計画）

本計画の基本理念の実現に向けて、介護保険事業の安定的な運営と充実を図っていくために、地域包括ケアシステムの構築、介護予防・健康づくりの充実、認知症ケアの充実、介護サービス基盤の適正な整備と質の向上、介護保険事業の適正な運営の5つの基本方針に沿って介護保険事業を推進します。

方針1：地域包括ケアシステムの構築

方針2：介護予防・健康づくりの充実

方針3：認知症ケアの充実

方針4：介護サービス基盤の適正な整備と質の向上

方針5：介護保険事業の適正な運営

第2節 日常生活圏域

1. 日常生活圏域の設定

第5期事業計画における日常生活圏域については、あきる野市の現状と地域性を考慮し、旧町村である7つの地域を基準として、より充実した地域包括ケアシステムが構築できる圏域とするため、3つの日常生活圏域を設定します。

<日常生活圏域の設定に当たって>

ア 五日市はつらつセンターは、開設から3年が経過し、その活動や圏域が、定着してきていることから、日常生活圏域との整合性を図ります。

イ 人口、高齢者人口について、国の基準に可能な限り整合を図ります。

ウ より充実した地域包括ケアシステムが構築できる圏域として設定します。

圏域名	人口	高齢者人口	高齢化率
東部地域	26,472 人	6,001 人	22.67%
中部地域	33,592 人	7,230 人	21.52%
西部地域	21,852 人	5,845 人	26.75%
合計	81,916 人	19,076 人	23.29%

(平成 23 年 1 月 1 日現在)

※東部地域・・・東秋留地区

中部地域・・・多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区

西部地域・・・増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区

■日常生活圏域



第3節 地域包括支援センター

1. 地域包括支援センターの充実

(1) 地域包括支援センターの機能

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」（介護保険法第115条の45第1項）を目的として、公正・中立の立場から、次の4つの事業を基本機能として担います。

地域包括支援センターの4つの機能

- ・ 総合相談支援事業
- ・ 権利擁護のための事業
- ・ 介護予防ケアマネジメント
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

(2) 地域包括支援センターの整備

地域における高齢者支援の充実に向けて、平成18年度に直営方式による地域包括支援センターを設置し、さらに、平成20年度には、委託方式により第2地域包括支援センターを開設しました。名称も親しみやすく、「高齢者はつらつセンター」「五日市はつらつセンター」としています。

	担当地区	所在地	直通電話
高齢者はつらつセンター	東部地区 (旧秋川市の地域)	あきる野市二宮 350 あきる野市役所 1階	558-1953
五日市はつらつセンター	西部地区 (旧五日市町の地域)	あきる野市五日市 411 五日市出張所 1階	569-8108

現在、2つの地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスを中心としつつ、医療機関を始め、地域資源を活用したサービスの切れ目のない提供を目指して取り組んでいます。

今後は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化により、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努め、利用者の地域性や利便性を考慮しながら、日常生活圏域に1か所の地域包括支援センターの設置について、日常生活圏域の設定の見直しを含め、次期計画に向けて取り組んでいきます。

第4節 介護基盤の整備

1. 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が事業者の指定、指導監督を行うもので、地域の実情に応じた整備が必要となります。

なお、サービスを利用することができるのは、原則として当該市町村の被保険者で、地域単位の適正な整備が求められます。

①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

市内には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）が、2 事業所・27 床あります。市内の利用者は6割前後で、その他は市外の利用者が利用しています。

今後の整備については、需要の動向や参入希望事業者の動向を踏まえ、整備を検討していきます。

②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

市内には、平成24年度に、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）事業所が、1 か所開設される予定です。現在は、通常の通所介護を利用している状況が多いことから、より専門的な知識による対応が期待できます。

今後の整備については、需要の動向を踏まえ、次期計画に向けて検討していきます。

③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

市内には、平成24年度に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）事業所が、1 か所開設される予定です。

市内には、定員100人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が、13 施設・1,300 床あることから、今後の整備については、需要の動向を踏まえ、次期計画に向けて検討していきます。

④地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）

市内には、特定施設入居者生活介護（通常の有料老人ホーム）が3 施設・102 床あり、平成23年10月現在、施設への入居に際して余裕があることから、今後の地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）の整備については、需要の動向を踏まえ、次期計画に向けて検討していきます。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

市内には、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所はありませんが、他市町村の同意を得て、他市町村にある施設を利用している方がいます。

今後の整備については、需要の動向や参入希望事業者の動向を踏まえ、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護）の整備状況を優先し、整備を検討していきます。

⑥夜間対応型訪問介護

市内には、夜間対応型訪問介護の事業所はありませんが、事前登録をした利用者に、夜間を含めた定期巡回と通報による随時のサービスを提供するもので、厚生労働省では、人口が20万人から30万人規模の都市部でのサービスを想定していますので、西多摩全域を対象とした圏域での対応など、整備の必要性に向けて、近隣市町村とも協議していきます。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度からの新しい地域密着型サービスで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

今後の整備については、需要の動向や参入希望事業者の動向を踏まえ、整備を検討していきます。

⑧複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護）

平成24年度からの新しい地域密着型サービスで、要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するものです。

今後の整備については、需要の動向や参入希望事業者の動向を踏まえ、整備を検討していきます。

2. 施設サービス

①介護老人福祉施設

市内には、定員 100 人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が、13 施設・1,300 床あります。市内の利用者は 350 人前後で、その他は市外の利用者が利用しています。

平成 22 年度の入所申込状況調査では、133 人（うち要介護 4・26 人、要介護 5・41 人）の申込者がおりますが、平成 24 年度には、地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護も開設を予定しているため、今後の整備については、行わない予定です。

②介護老人保健施設

市内には、介護老人保健施設が、2 施設・151 床あります。また、近隣の市町村において、新たに開設の予定もあることから、整備が促進されています。

今後の整備については、需要の動向を踏まえ、必要性を検討していきます。

③介護療養型医療施設

市内には、介護療養型医療施設が、1 施設・52 床あります。介護療養型医療施設については、平成 23 年度末までに老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることになっていましたが、全国的に転換が進んでいない現状にあることから、これまでの政策方針を維持しつつ、6 年間転換期限を延長することになっています。

■施設・介護専用居住系サービスに係る基本方針

施設サービス利用者数のうち、要介護 4 及び要介護 5 の認定者による利用割合が平成 26 年度の段階で 70%以上となるよう設定します。

[介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第二・一・2(一)]

3. 特定施設等

①特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス等）

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）が 3 施設・102 床、軽費老人ホーム（ケアハウス）が 2 施設・98 床あり、平成 23 年 10 月現在、施設への入居に際して余裕があることから、今後の整備については、行わない予定です。

第2章 介護保険事業量等の見込み

第1節 サービス量の見込み

1. 介護保険事業のサービス体系

介護保険制度に基づくサービスと事業は、大きく分けると保険給付と地域支援事業の2つになります。

(1) 保険給付サービス

保険給付は、要介護（要介護1～5）者を対象とする介護給付サービスと、要支援（要支援1・2）者を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	介護予防訪問介護
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	介護予防通所介護
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型通所介護
夜間対応型訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
複合型サービス	
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
介護保険施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	

(2) 地域支援事業

保険給付サービス以外の事業として、地域支援事業があります。

地域支援事業	
介護予防事業	
	二次予防事業対象者施策
	二次予防事業対象者把握事業
	通所型介護予防事業
	訪問型介護予防事業
一次予防事業対象者施策	
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	一次予防事業対象者施策評価事業
包括的支援事業	
	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談支援・権利擁護事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
任意事業	
	介護給付等費用適正化事業
家族介護支援事業	
	家族介護教室
	家族介護継続支援事業
その他事業	
	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	地域自立支援事業
	その他事業

2. サービス利用者数の見込み

(1) 施設・居住系サービス利用者数

施設・居住系サービス利用者数については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、750 人から 803 人へと 7.1%の増加が見込まれます。

利用者数（人／月）	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護老人福祉施設	423	425	430	435	440	445
介護老人保健施設	120	126	140	155	170	185
介護療養型医療施設	74	58	59	58	58	58
施設サービス計	617	609	629	648	668	688
（介護予防） 特定施設入居者生活介護	39	39	41	45	49	52
（介護予防） 認知症対応型共同生活介護	25	25	26	28	30	34
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	29	29	29
居住系サービス計	64	64	67	102	108	115
合計	681	673	696	750	776	803

(2) 居宅サービス利用者数

施設・居住系サービス以外の居宅サービスの利用者数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、1,290 人から 1,406 人へと 9.0%の増加が見込まれます。

利用者数（人／月）	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
予防給付（要支援1・2）	304	292	306	320	332	343
介護給付（要介護1～5）	832	831	883	970	1,019	1,063
合計	1,136	1,123	1,173	1,290	1,351	1,406

(3) サービス利用者数と利用者率

施設・居住系サービス利用者及び居宅サービス利用者を合わせた全体のサービス利用者数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、2,040 人から 2,209 人へと 8.3%の増加が見込まれます。

利用者数（人／月）	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数 計	1,817	1,796	1,869	2,040	2,127	2,209
居宅サービス	1,136	1,123	1,173	1,290	1,351	1,406
施設・居住系サービス	681	673	696	750	776	803
施設	617	609	629	648	668	688
居住系	64	64	67	102	108	115

利用者率（％）	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者率 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
居宅サービス	62.5%	62.5%	62.8%	63.2%	63.5%	63.6%
施設・居住系サービス	37.5%	37.5%	37.2%	36.8%	36.5%	36.4%
施設	34.0%	33.9%	33.6%	31.8%	31.4%	31.1%
居住系	3.5%	3.6%	3.6%	5.0%	5.0%	5.2%

※ 居宅サービスとは、施設居住系以外のサービスのことを指します。

※ 施設・居住系サービスのうち、施設サービスと居住系サービスは次のとおりです。

施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指します。

居住系サービス・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指します。

3. サービス利用量の見込み

保険給付各サービスの利用見込みについては、計画期間における利用者数や基盤整備の動向を踏まえ、また各サービスの利用実績等を加味して推計しています。

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、入浴・食事等の介護など日常生活上の支援を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	3,053	3,155	3,576	3,890	4,248	4,656
	（回／年）	51,682	55,106	69,183	71,685	79,157	86,573
予防	（人／年）	1,231	1,162	1,180	1,225	1,271	1,320

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込み、入浴の介助を行います。基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。疾病などの理由により、一部軽度者の利用もあります。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	430	449	551	625	702	776
	（回／年）	1,921	2,004	2,535	2,702	3,025	3,331
予防	（人／年）	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示の下、看護師や理学療法士、作業療法士などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	1,313	1,317	1,505	1,618	1,731	1,843
	（回／年）	7,427	7,599	9,115	9,305	9,936	10,563
予防	（人／年）	142	171	177	198	221	247
	（回／年）	530	661	698	791	884	989

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示の下、理学療法士、作業療法士などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	1,068	1,143	1,392	1,604	1,850	2,131
	（回／年）	11,855	13,616	17,267	19,423	22,402	25,805
予防	（人／年）	200	160	150	140	129	119
	（回／年）	1,964	1,898	1,779	1,528	1,448	1,363

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	1,471	1,449	1,892	2,174	2,454	2,735
予防	（人／年）	115	174	183	202	228	245

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

要介護（要支援）認定者が介護施設等に通い、一定期間にわたり入浴・食事等の介護などを受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	3,664	3,711	4,276	4,784	5,287	5,795
	（回／年）	35,072	36,648	44,089	46,812	51,678	56,613
予防	（人／年）	1,051	921	954	1,036	1,121	1,193

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、一定期間にわたり医師の指示により理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	3,322	3,560	3,861	4,298	4,738	5,177
	（回／年）	28,372	30,531	35,772	39,158	43,186	47,204
予防	（人／年）	1,226	1,436	1,539	1,684	1,826	1,973

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が一時的に入所を利用するサービスで、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、一定期間にわたり入浴・食事などの介護と日常生活の援助と機能訓練を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	1,400	1,360	1,542	1,653	1,765	1,864
	（日／年）	11,472	11,204	12,710	13,421	14,305	15,082
予防	（人／年）	7	20	30	35	40	47
	（日／年）	27	78	88	93	105	125

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が一時的に入所を利用するサービスで、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、一定期間にわたり看護及び医学的管理の下で、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の援助と機能訓練を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	225	285	364	444	520	605
	（日／年）	1,453	1,920	2,727	3,640	4,268	4,968
予防	（人／年）	5	7	8	11	12	13
	（日／年）	18	26	29	11	12	13

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）などに入居している要介護（要支援）認定者に対し、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、入浴・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練、療養上の援助を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	407	382	398	431	464	497
予防	（人／年）	61	81	98	108	120	133

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護予防の促進や要介護（要支援）認定者の日常生活の自立を助けることを目的として、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	5,134	5,326	5,670	6,096	6,534	6,902
予防	（人／年）	524	687	708	803	898	990

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	150	158	166	182	199	215
予防	（人／年）	39	51	60	72	84	96

(2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	302	303	314	328	347	396
予防	（人／年）	0	0	0	12	12	12

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方について、介護施設等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の介護を受けるとともに、日常生活上の機能訓練を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	—	—	0	150	180	210
	（回／年）	—	—	0	1,500	1,800	2,100
予防	（人／年）	—	—	0	30	30	30
	（回／年）	—	—	0	300	300	300

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、定員 30 人未満の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	—	—	0	348	348	348

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所介護を基本として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問介護や泊りのできる機能を併せ持つことにより、在宅での生活機能を支援する施設です。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	—	—	38	49	58	61
予防	（人／年）	—	—	0	12	12	12

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	—	—	—	—	—	120

⑥ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型のサービスです。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	—	—	—	—	—	150

（3）住宅改修及び介護予防支援・居宅介護支援

① 住宅改修・介護予防住宅改修

居宅での自立した生活や介護を支援するため、必要となる手すりの取付け、段差解消等の工事が支給対象となります。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	108	106	121	135	147	158
予防	（人／年）	43	54	59	70	83	95

②居宅介護支援・介護予防支援

利用者のアセスメントなどの居宅サービス計画、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成に関わる業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	9,550	9,925	10,596	11,640	12,228	12,756
予防	（人／年）	3,519	3,506	3,681	3,840	3,984	4,116

（４）施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	5,080	5,102	5,160	5,220	5,280	5,340

②介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	1,434	1,507	1,680	1,860	2,040	2,220

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の援助及び機能訓練その他必要な医療を行います。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護	（人／年）	890	691	708	696	696	696

第2節 地域支援事業の見込み

1. 介護予防事業の見込み

特定健診時等における生活機能評価により、要介護等になるおそれの高い65歳以上の方（二次予防事業決定者）を決定し、状態の改善、維持ができるように個別の介護予防プランに基づき適切な事業を提供しています。生活機能評価対象者及び二次予防事業対象者の見込み数は以下のとおりです。

	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高齢者人口（人）	18,603	19,045	19,428	20,190	21,991	21,710
生活機能評価受診者 （人）	7,245	5,510	5,600	5,800	6,100	6,300
二次予防事業決定者 （人）	357	270	300	300	300	300
通所型介護予防事業 参加者数（人）	17	29	35	40	45	50

2. 包括的支援事業・任意事業の見込み

包括的支援事業の実施拠点となる地域包括支援センターは、市内に2か所設置されており、地域の身近な相談窓口として専門職が相談対応を行っています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い、相談対応件数の増加が見込まれます。

		第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
包括的 支援事 業	地域包括支援 センター設置 数（箇所）	2	2	2	2	2	2
	相談対応延べ 件数（件）	2,326	3,370	3,500	3,500	3,500	3,500
任意事 業	家族介護者教 室開催回数 （参加者数）	9 (162)	9 (108)	9 (110)	9 (120)	9 (150)	9 (180)
	住宅改修・福 祉用具支援事 業（件）	1	0	1	1	1	1

